

第4次伊勢市男女 共同参画基本計画 第4次れいんぼうプラン

令和5年(2023年)3月



はじめに

本市では、平成18年に「伊勢市男女共同参画都市宣言」を行い、平成19年には「伊勢市男女共同参画推進条例」を制定し、以降3次にわたり策定した「伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)」に基づき様々な取組を進めてきました。

近年の急激な社会情勢の変化は、女性の雇用状況への影響や、家事・育児の負担増、ドメスティック・バイオレンスの増加・深刻化等、男女共同参画の遅れを改めて浮き彫りにしました。その一方で、リモートワークやオンライン会議の普及といったデジタル化の加速等により、あらゆる分野への女性進出やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた新たな動きが広がってきており、性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」がこれまで以上に求められています。

これらを踏まえ、この度「第4次伊勢市男女共同参画基本計画(れいんぼうプラン)」を策定しました。本計画では、それぞれの取組について体系及び方向性をより明確化するとともに、新たに政治分野における女性参画の推進についても定めています。本計画に位置付けた取組を着実に進める事で、「誰一人取り残さない」を理念に掲げるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)のひとつである「ジェンダー平等の実現」を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました伊勢市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に心から厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

伊勢市長 鈴木 健一



伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、
美しい自然と豊かな文化に恵まれ、
古くより“お伊勢さん”と親しまれたこのまちを誇りとし、
男女が性別を超え、
世代を超え、
人として尊重しあい、
喜びも責任も分かちあい、
共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成18年7月11日

… 目 次 …

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 計画策定の目的.....	1
(2) 計画の位置付け.....	2
(3) 計画の期間.....	5
(4) SDGsへの貢献.....	5
2. 伊勢市の状況.....	6
(1) 少子高齢化の進行.....	6
(2) 就労状況.....	11
第2章 第3次計画の評価	14
(1) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進.....	15
(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	16
(3) 働く場における男女共同参画の促進.....	17
(4) 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	18
(5) 人権の尊重と心身の健康支援.....	19
(6) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本理念.....	20
2. 基本方針と基本施策.....	21
3. 施策体系.....	23
4. 成果目標.....	25
第4章 具体的施策	26
基本方針1 職業生活における女性活躍の推進	26
基本施策1-1 働く場における男女共同参画の促進.....	26
基本方針2 男女共同参画を推進するための基盤の整備	33
基本施策2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進.....	33
基本施策2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	40
基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現	48
基本施策3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援.....	48
基本施策3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶.....	54
第5章 計画の推進	58
資料編.....	59

第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

① 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から関わるといふことであり、意思決定から実施までのすべての段階に参加するということの意味しています。

これらを踏まえ本市では、伊勢市男女共同参画推進条例において、「性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」を目指すこととしています。

② 策定の経緯

本市では、平成18年に男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画を推進するという意思を広く市の内外に示しました。平成19年には伊勢市男女共同参画推進条例（以下、「市条例」という）を制定しました。

市条例に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年に策定したのが、伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）です。

伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）策定状況

第1次計画	平成20年策定（計画期間：平成20年度～平成24年度）
第2次計画	平成25年策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）
第3次計画	平成30年策定（計画期間：平成30年度～令和4年度）

* 印のついた用語には、資料編に用語解説があります。

③ 策定の目的

「第4次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」は、市条例に掲げる男女共同参画社会の実現を目指し、これまでの市の取組を継承し、発展させていくために策定します。

(2) 計画の位置付け

① 根拠法

本計画は、次の法令に基づくものです。

- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*
- 伊勢市男女共同参画推進条例

第4章においては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*に基づく施策についても定めています。

② 上位計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「第3次伊勢市総合計画」の下位計画に位置付けられるものです。「第3次伊勢市総合計画 中期基本計画」においては、分野横断課題のひとつとして「ダイバーシティ*社会の実現」を、分野別計画の「分野1 自治・人権・文化」に「施策3 人権尊重・男女共同参画」を位置付け、施策を推進することとしています。

③ 国・県の関連計画

・第5次男女共同参画基本計画

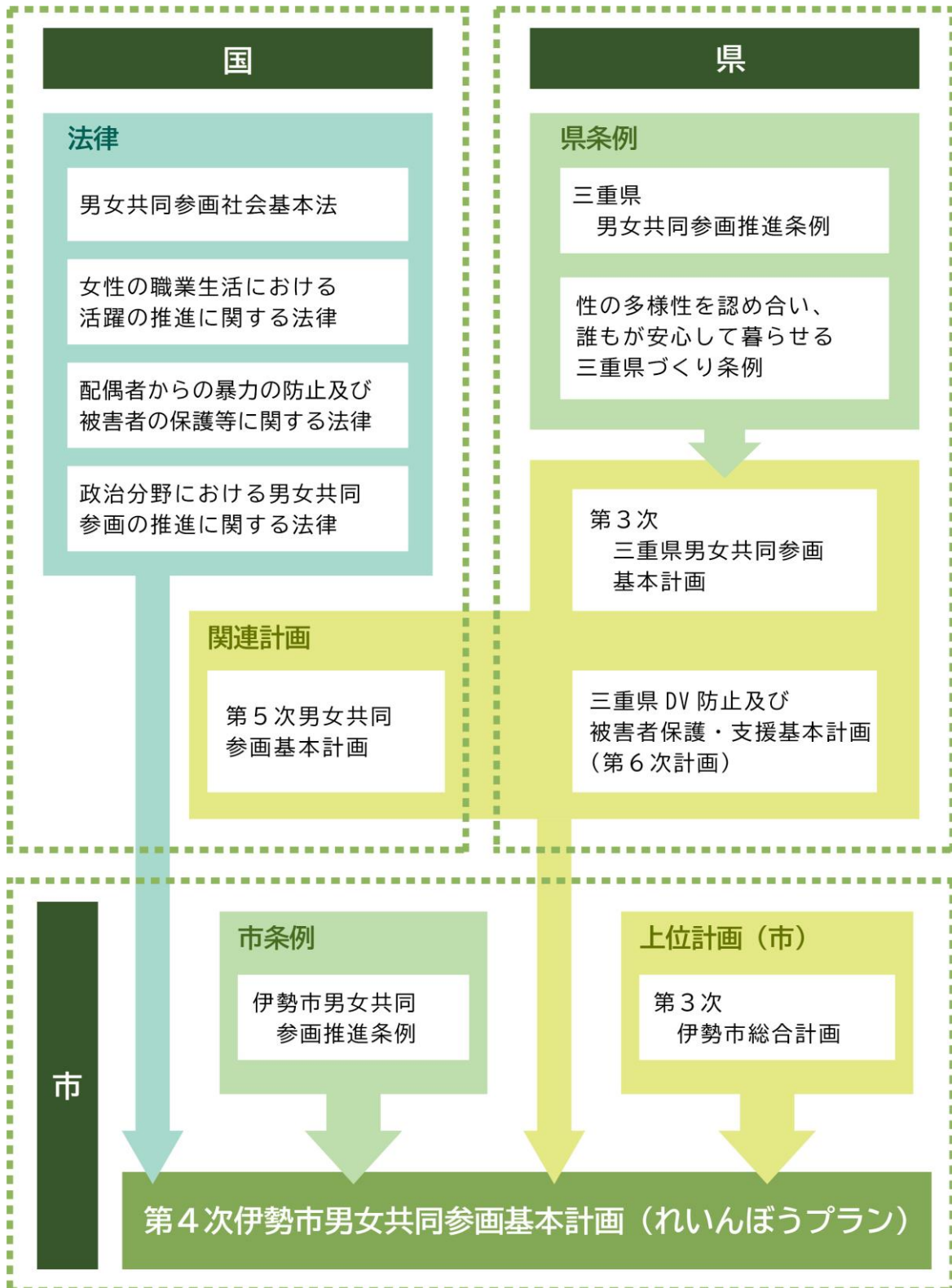
国は、令和2年、国際情勢や社会環境の変化を踏まえ、新たにSDGs*の達成に向けた取組を位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

・第3次三重県男女共同参画基本計画

平成12年、三重県は社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、男女共同参画社会を実現することを目的とする「三重県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成14年には「三重県男女共同参画基本計画」を策定して男女共同参画に関する基本的な取組方向を明らかにし、令和3年には、SDGs*の推進や国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえた「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。

上位計画及び国・県の計画との関係



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

(4) SDGsへの貢献



SDGs (持続可能な開発目標)*とは、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指すための世界共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。発展途上国だけでなく先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的な目標となっており、日本においても様々な取組が進められています。これらの目標の達成には、各国政府の取組だけでなく、企業や地方自治体、教育・研究機関、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められています。

SDGs*の17のゴールには、ゴール5「ジェンダー*平等の実現」として、「ジェンダー*平等を達成して、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を行う」が掲げられています。本計画は、第3章以降に定める基本理念や基本方針に基づいて施策を推進することにより、ゴール5をはじめとするSDGs*が定めるゴール達成に貢献することを目指します。

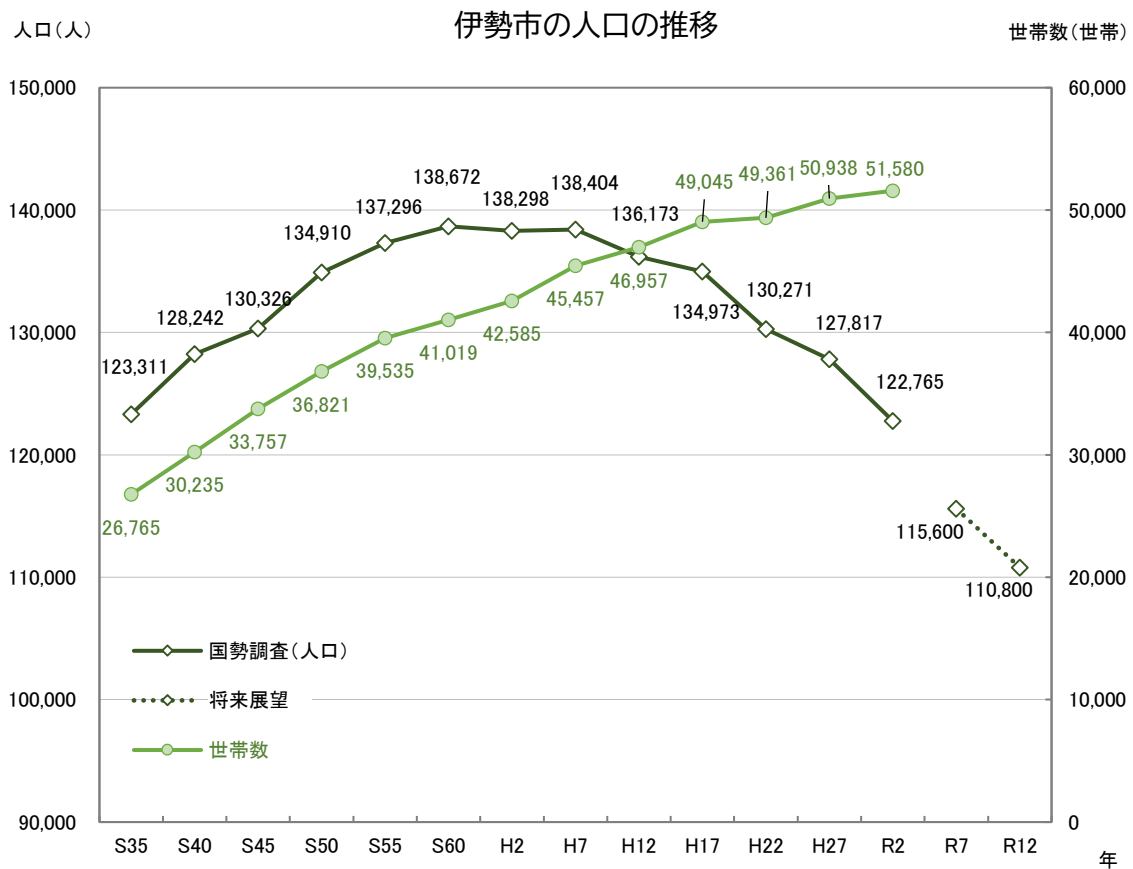
2. 伊勢市の状況

(1) 少子高齢化の進行

① 人口の推移・世帯数

本市の総人口は、昭和60年の138,672人をピークに減少に転じており、令和2年の人口は122,765人となっています。

その一方で、世帯数は増加を続けています。このことから、1世帯あたりの人員が減少し、核家族世帯や単身世帯が増えていることがうかがえます。

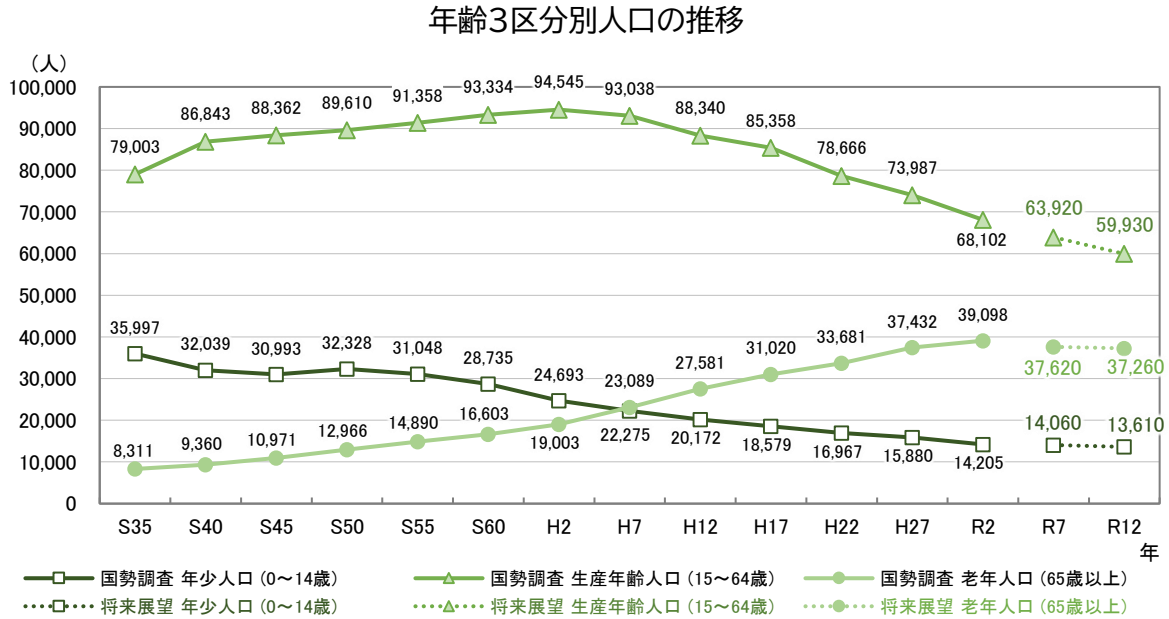


資料:国勢調査、伊勢市人口ビジョン

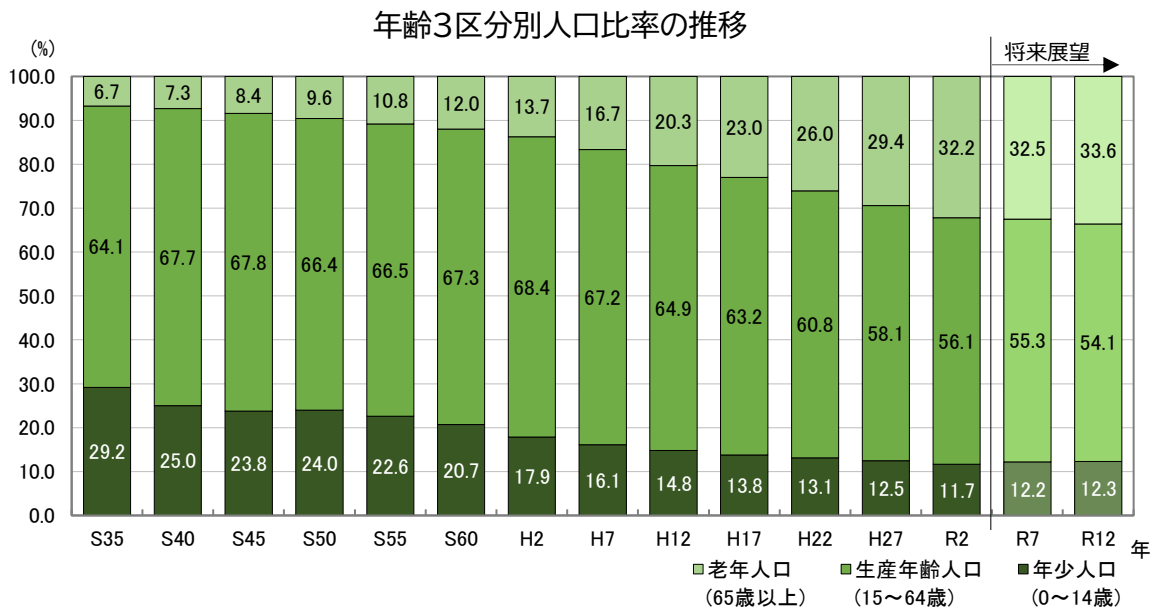
② 人口の構成

本市の生産年齢人口比率については平成2年のピーク以降、年少人口比率については昭和50年以降低下が続いており、その一方で老年人口比率は高まっています。

令和2年の年齢3区分別人口は、年少人口14,205人（11.7%）、生産年齢人口68,102人（56.1%）、老年人口39,098人（32.2%）となっており、市の3人に1人が高齢者となっています。



資料:国勢調査、伊勢市人口ビジョン



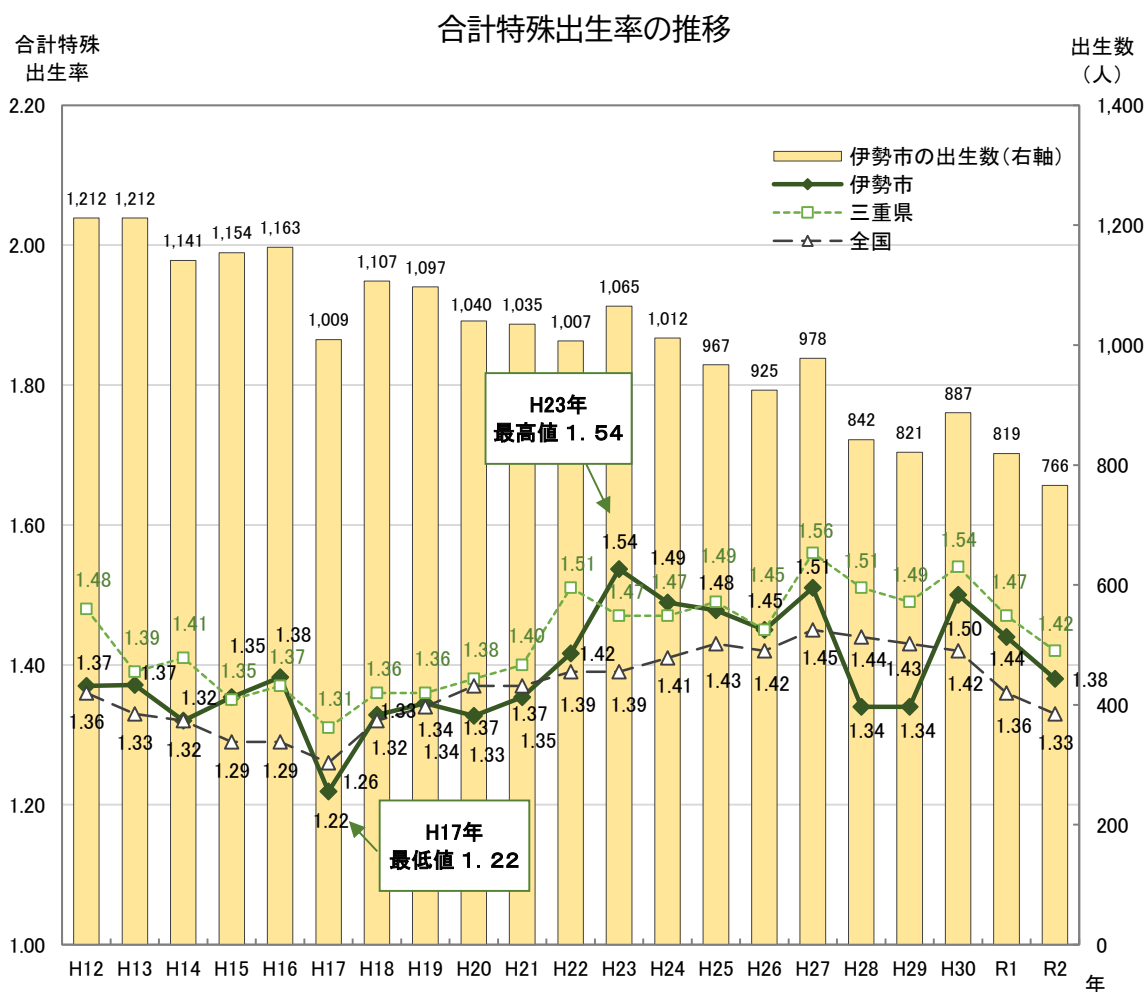
※年齢区分別人口には年齢不詳が含まれないため、合計は100%とならない場合がある。

資料:国勢調査、伊勢市人口ビジョン

③ 合計特殊出生率*の推移

本市の出生数は、平成12年には1,212人であったのに対し、令和2年には766人まで減少しています。

本市の合計特殊出生率*は、令和2年の時点では1.38であり、全国平均を上回っているものの、人口置換水準*の2.06とは大きな差があります。



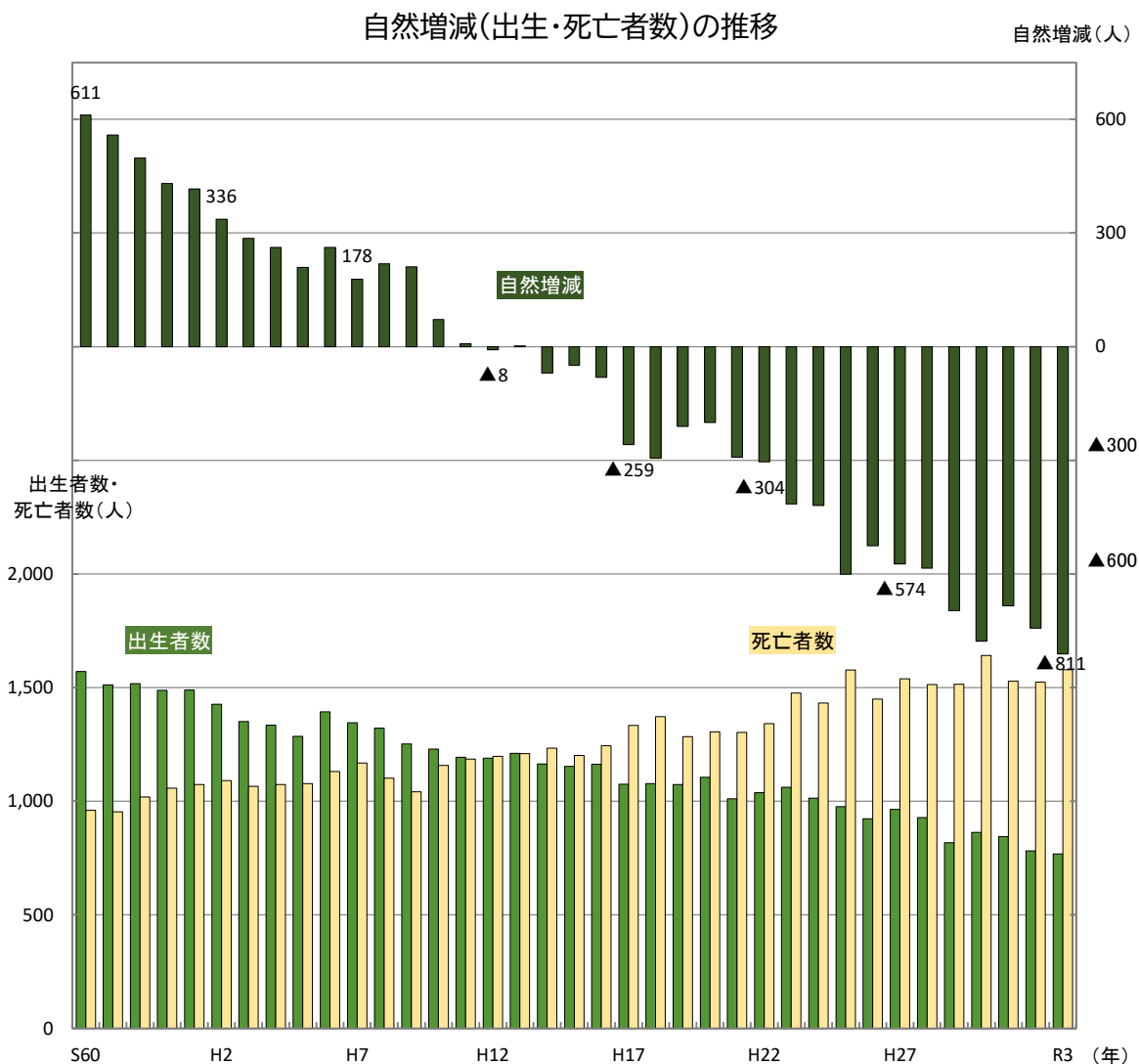
資料：三重県衛生統計年報、人口動態統計

④ 出生・死亡者数、転入・転出者数の推移

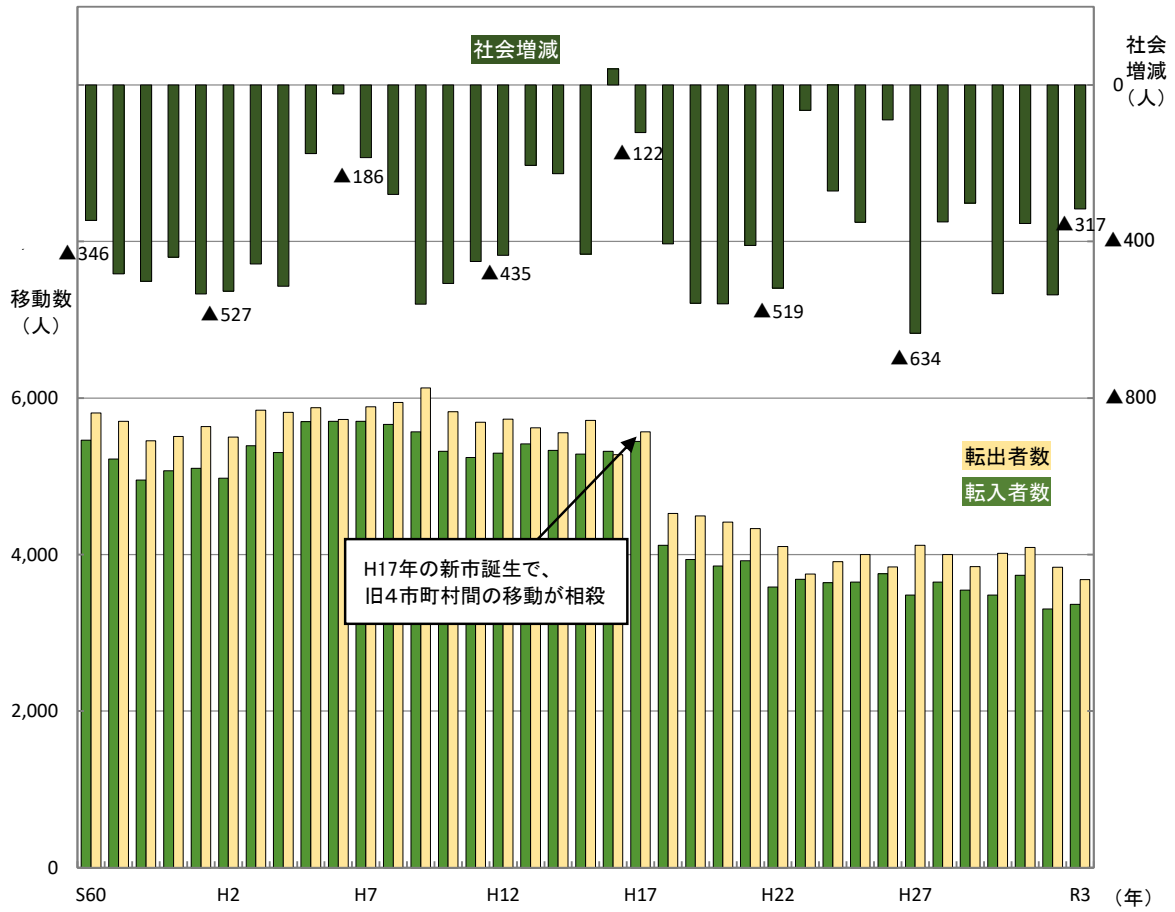
出生者数と死亡者数による「自然増減」は、平成12年頃までは出生者数が死亡者数を上回る「自然増」となっています。しかし、平成14年以降は死亡者数が出生者数を上回る「自然減」が継続し、減少数も大きくなっています。

転入者数と転出者数による「社会増減」は、平成16年が唯一の「社会増（転入超過）」で、それ以外では社会減が続いています。

平成18年以降、転入者数及び転出者数ともに大幅に減少している理由は、平成17年11月の市町村合併（旧伊勢市・旧二見町・旧小俣町・旧御園村）により、旧4市町村間の移動が相殺された（旧4市町村間の転入・転出者数が計上されなくなった）ことによるものと考えられます。なお、平成17年以前の数値は、4市町村間の転入者数及び転出者数も含めて計上しています。



社会増減(転入・転出者数)の推移



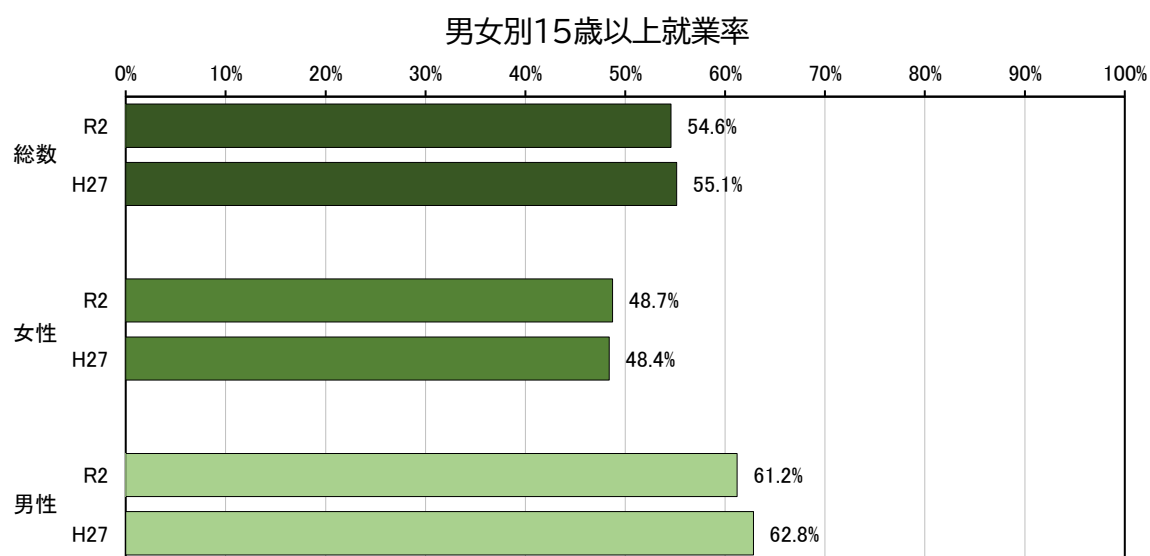
資料: 三重県統計書

(2) 就労状況

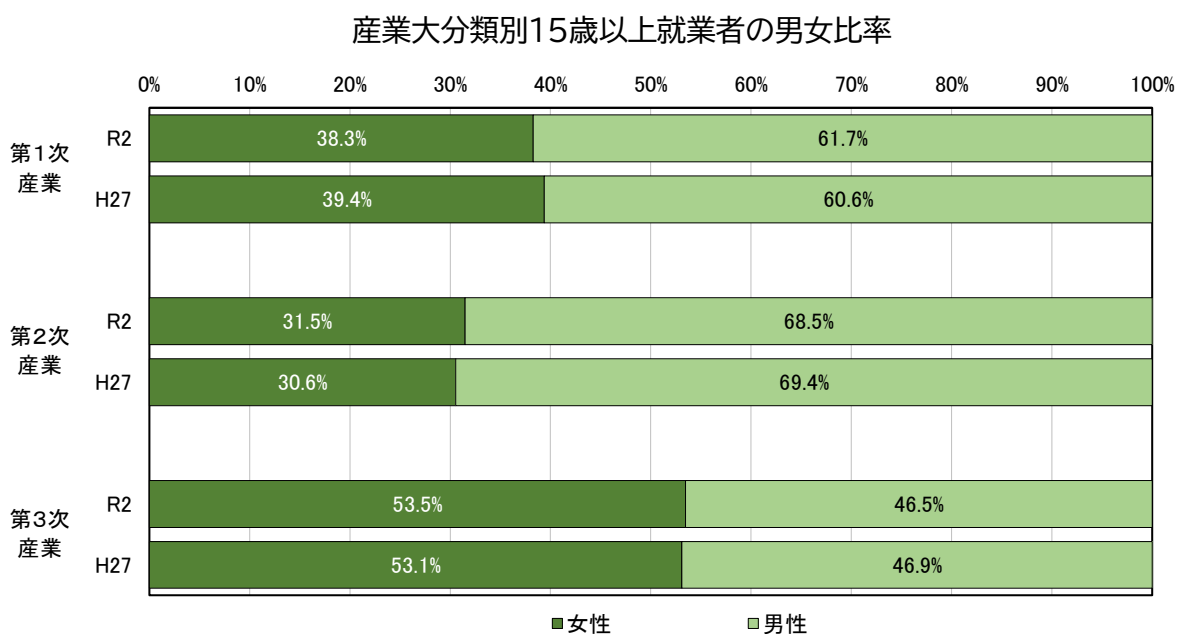
① 15歳以上就業率

国勢調査における令和2年の15歳以上就業率は54.6%（女性48.7%、男性61.2%）となっており、平成27年と比較すると、女性が微増、男性が微減となっています。

産業（大分類）ごとの就業者数の男女別構成について見ると、第1次産業、第2次産業では女性の割合が低い傾向となっています。



資料：国勢調査

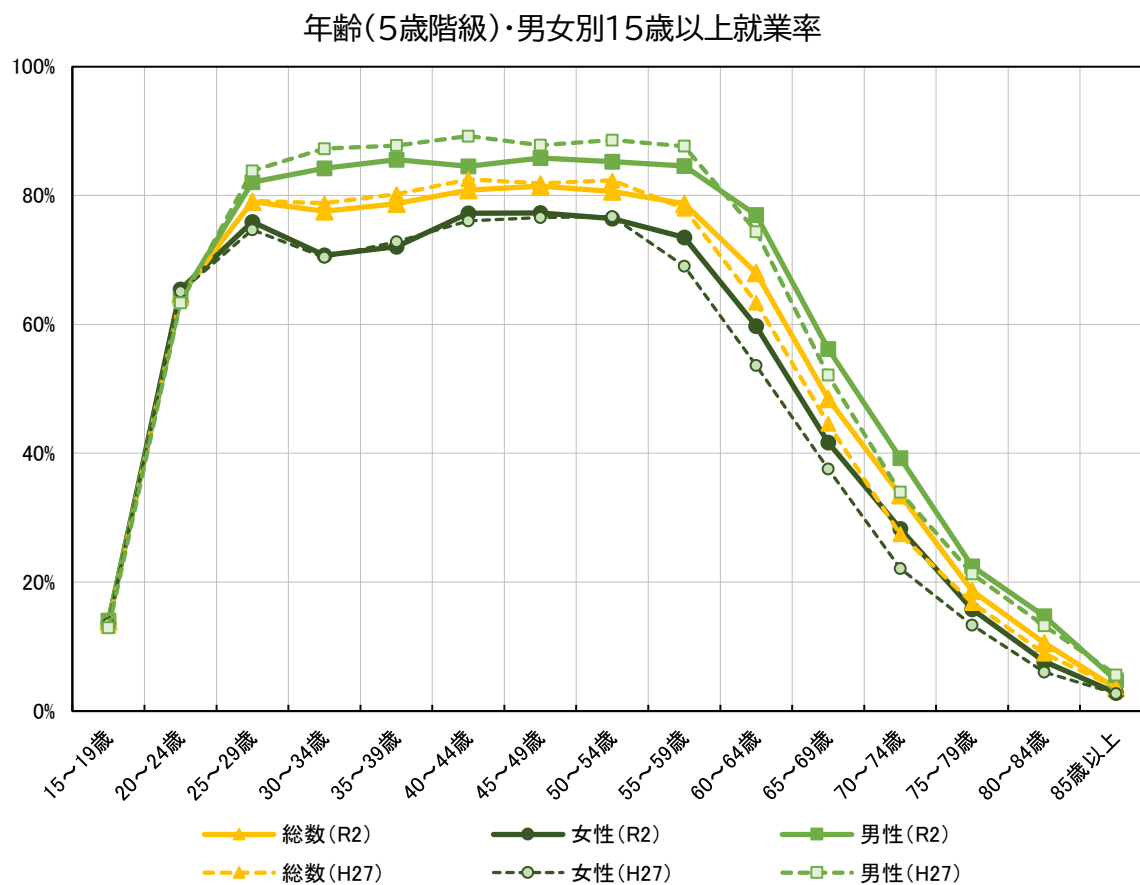


資料：国勢調査

② 年齢・性別就業率

年齢別就業率を男女別にみると、男性は25歳から59歳まで大きな変化がない一方で、女性は30代で低下し、40代で再び上昇するM字カーブ*を描く傾向となっています。

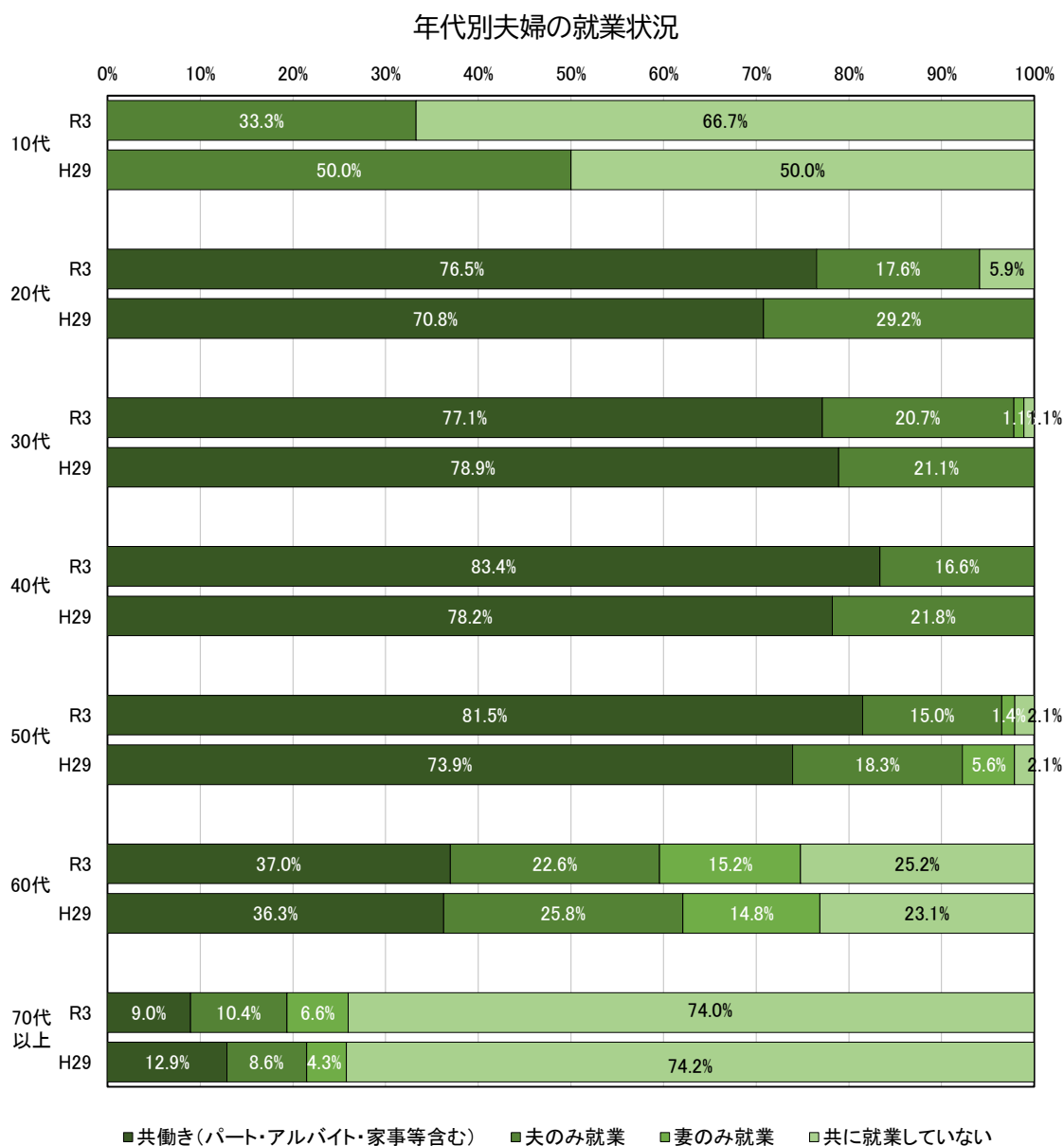
平成27年から令和2年への変化をみると、女性における30代から40代のM字カーブ*の傾向は変わらず、男性、女性ともに60歳以上の就業率が増加しています。



資料：国勢調査

③ 夫婦の就業状況

市民意識調査における夫婦の就業状況をみると、令和3年における共働き世帯は、20代～50代ではおよそ80%前後を占めており、平成29年と比較すると、20代、40～50代で増加しています。



資料：市民意識調査

第2章 第3次計画の評価



平成30年に策定した第3次計画においては、6つの基本目標と20の施策の方向に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、達成すべき成果目標を設定し、具体的施策を推進する個別事業の実施状況と目標項目の数値の変化について、伊勢市男女共同参画審議会による評価を行い、市のホームページにおいてその結果を公表しました。

第3次計画における成果目標の達成状況は、次のとおりです。

なお、現状値については、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査の結果と令和3年度末時点での市保有のデータを令和4年度時点の値として取り扱うこととします。(以降、第3章～第5章も同様)

【令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査、事業所意識調査 概要】

項目	市民意識調査	事業所意識調査
対象者	市内在住の16歳以上の男女3,500人	従業員数8名以上の市内の事業所(1,592社)
実施時期	令和4年1月11日～令和4年2月14日	
配布・回収方法	郵送及びインターネット	
有効回答数(率)	1,396名(39.9%) うちオンライン165名(11.8%)	507社(31.8%) うちオンライン42社(8.3%)

成果目標の達成状況

第3次計画では、計画期間(平成30年度から令和4年度)までに達成すべき成果目標として、次の14項目を設定しました。

達成状況の現状値と目標値を比較すると、「○」を付けた3項目で目標値を達成したほか、「↑」を付けた8項目で改善傾向が見られました。

(1) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

① 市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率(男女全体で)

固定的な性別役割分担意識*の解消のため、意識啓発や学校等における教育の推進に取り組みました。指標である「男は仕事、女は家庭」の男女全体の否定率は、目標値の70.0%には達していませんが、基準値の52.3%に対し、現状値63.3%と改善傾向が見られます。

固定的な性別役割分担意識*(全体)

基準値(平成29年度)	現状値(令和4年度)	目標値(令和4年度)
52.3%	63.3% 	70.0%

② 市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率(10代)

10代における固定的な性別役割分担意識*について、「男は仕事、女は家庭」の10代の否定率は、目標値の80.0%には達していませんが、基準値の62.2%に対し、現状値は75.0%と改善傾向が見られます。

なお、アンケート調査における10代の回答者数が極端に少なかったため、指標の取り扱いについては留意する必要があります。

固定的な性別役割分担意識*(10代)

基準値(平成29年度)	現状値(令和4年度)	目標値(令和4年度)
62.2%	75.0% 	80.0%

③ 市民意識調査における「パートナーの日*」を知っている人の割合

市民団体と市が協働し、「パートナーの日*」の周知啓発に取り組みました。指標である「パートナーの日*」の認知度について、「言葉の内容も知っている」人の割合は、現状値が6.6%と基準値の8.7%を下回りましたが、「聞いたことはあるが、内容は知らない」人まで含めた割合は、現状値が36.3%と目標値の30.0%を上回っています。

なお、平成29年の市民意識調査においては、「知っている」と「知らない」の2択による調査を行っており、これを踏まえて第3次計画では「知っている」人の割合について目標値を定めていました。

「パートナーの日*」の認知度

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
8.7%	6.6%（言葉の内容も知っている） 36.3%（言葉の内容も知っている +聞いたことはあるが、内 容は知らない）	30.0%

(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

① 市の審議会、委員会等への女性の登用率

審議会等への女性の登用率は、目標値の40.0%には達していませんが、基準値の21.9%に対し、現状値は24.7%と改善傾向が見られます。

市の審議会、委員会等への女性の登用率

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
21.9%	24.7% 	40.0%

② 市の係長以上の女性職員の割合

女性の登用においては、役職への適性等を判断したうえで、意識的に取組を進めました。
市の係長以上の女性職員の割合は、目標値の35.0%には達していませんが、基準値の29.5%に対し、現状値は30.4%と改善傾向が見られます。

市の係長以上の女性職員の割合

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
29.5%	30.4% 	35.0%

(3) 働く場における男女共同参画の促進

① 市民意識調査における「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかというと男性」の比率

賃金について男性優遇と感じている女性の割合は、基準値の68.4%に対し、現状値は35.7%と大幅に改善されており、目標値の50.0%を達成しています。

「賃金」に対する男女平等感

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
68.4%	35.7% 	50.0%

② 市民意識調査における「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかというと男性」の比率

人事配置や昇進について男性優遇と感じている女性の割合は、基準値の71.6%に対し、現状値は51.1%と大幅に改善されています。

「人事配置や昇進」に対する男女平等感

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
71.6%	51.1% 	50.0%

③ ワーク・ライフ・バランス*等に取り組んでいる企業数(みえの働き方改革推進企業登録制度の市内登録企業数)

ワーク・ライフ・バランス*等に取り組んでいる企業数は、目標値の35社には達していませんが、基準値の6社に対し、現状値は16社と増加傾向が見られます。

ワーク・ライフ・バランス*等に取り組んでいる企業数

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
6社	16社 	35社

(4) 家庭・地域における男女共同参画の推進

① 市民意識調査における「男女の地位の平等(家庭生活)」について「平等」と考える人の割合

家庭生活における男女の地位を平等と考える人の割合は、目標値の40.0%には達していませんが、基準値の28.0%に対し、現状値は32.0%と改善傾向が見られます。

男女の地位の平等(家庭生活)について

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
28.0%	32.0% 	40.0%

② 避難所運営マニュアル策定の地域数

避難所運営マニュアル策定の地域数は、基準値の2地域に対し、現状値は7地域となり、目標値の6地域を達成しています。

避難所運営マニュアル策定の地域数

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
2地域	7地域 	6地域

③ まちづくり協議会における代議員の女性参画率

まちづくり協議会における代議員の女性参画率は、目標値の40.0%には達していませんが、基準値の18.2%に対し、現状値は19.6%と改善傾向が見られます。

まちづくり協議会における代議員の女性参画率

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
18.2%	19.6% 	40.0%

(5) 人権の尊重と心身の健康支援

① 女性の人権に関する市民講座等の開催

女性の人権に関する市民講座等の開催状況について、平成29年度以降、毎年度1回開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催できませんでした。

女性の人権に関する市民講座等の開催数

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
1回	0回	5回

(6) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

① 事業所意識調査におけるセクハラ防止対策をしている事業所の割合

セクハラ防止対策をしている事業所の割合は、基準値の40.0%に対し、現状値は74.6%と大幅に改善され、目標値の60.0%を達成しています。

セクハラ防止対策をしている事業所の割合

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
40.0%	74.6% 	60.0%

② 市民意識調査におけるDV*被害者のうち相談した人の割合

DV*被害者のうち相談した人の割合は、目標値の80.0%には達しておらず、基準値の49.3%に対し、現状値は48.1%とやや減少傾向にあります。

DV*被害者のうち相談した人の割合

基準値（平成29年度）	現状値（令和4年度）	目標値（令和4年度）
49.3%	48.1%	80.0%

第3章 計画の基本的な考え方



1. 基本理念

めざす姿

男女共同参画社会

—誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち—

本計画は、市条例第3条に掲げる基本理念に基づき策定し、各種取組を推進するものです。多くの人権の中でも特に男女の性別に関係するものに対し、市の方針や施策を示しています。

また、実現を目指す「男女共同参画社会」を分かりやすく伝えるため、「めざす姿」として、「誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち」を掲げます。

【参考】伊勢市男女共同参画推進条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」といいます。)として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

2. 基本方針と基本施策

男女共同参画社会の実現のためには、働くこと（ワーク）と暮らし（ライフ）の理想的なバランスの実現と、それを支える基盤の整備が必要です。このことから、本計画では、第3次三重県男女共同参画基本計画を参考に、3つの基本方針を定めます。

また、基本方針に基づき、様々な取組を効果的に実施するため、5つの基本施策を定めます。

基本方針1 職業生活における女性活躍の推進

基本施策1—1 働く場における男女共同参画の促進

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は、配偶者からの暴力等による困難な状況から抜け出すために必要であることから、働く場における男女共同参画に取り組みます。

基本方針2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策2—1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識*が、アンコンシヤス・バイアス*（無意識の偏見）として存在していることが挙げられます。男女共同参画に関する社会の理解に向け、意識の普及や教育等の取組を推進します。

基本施策2—2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

社会において今も存在する男女格差の問題を解決するためには、当事者である女性の意見、視点を施策に反映させることが必要です。男女共同参画社会の実現のため、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策3—1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援

家庭・地域は市民生活における重要な基盤です。家事・育児・介護・教育・社会活動等において、男女がともに責任を分かち合い、支え合うことが今後はより重要となります。

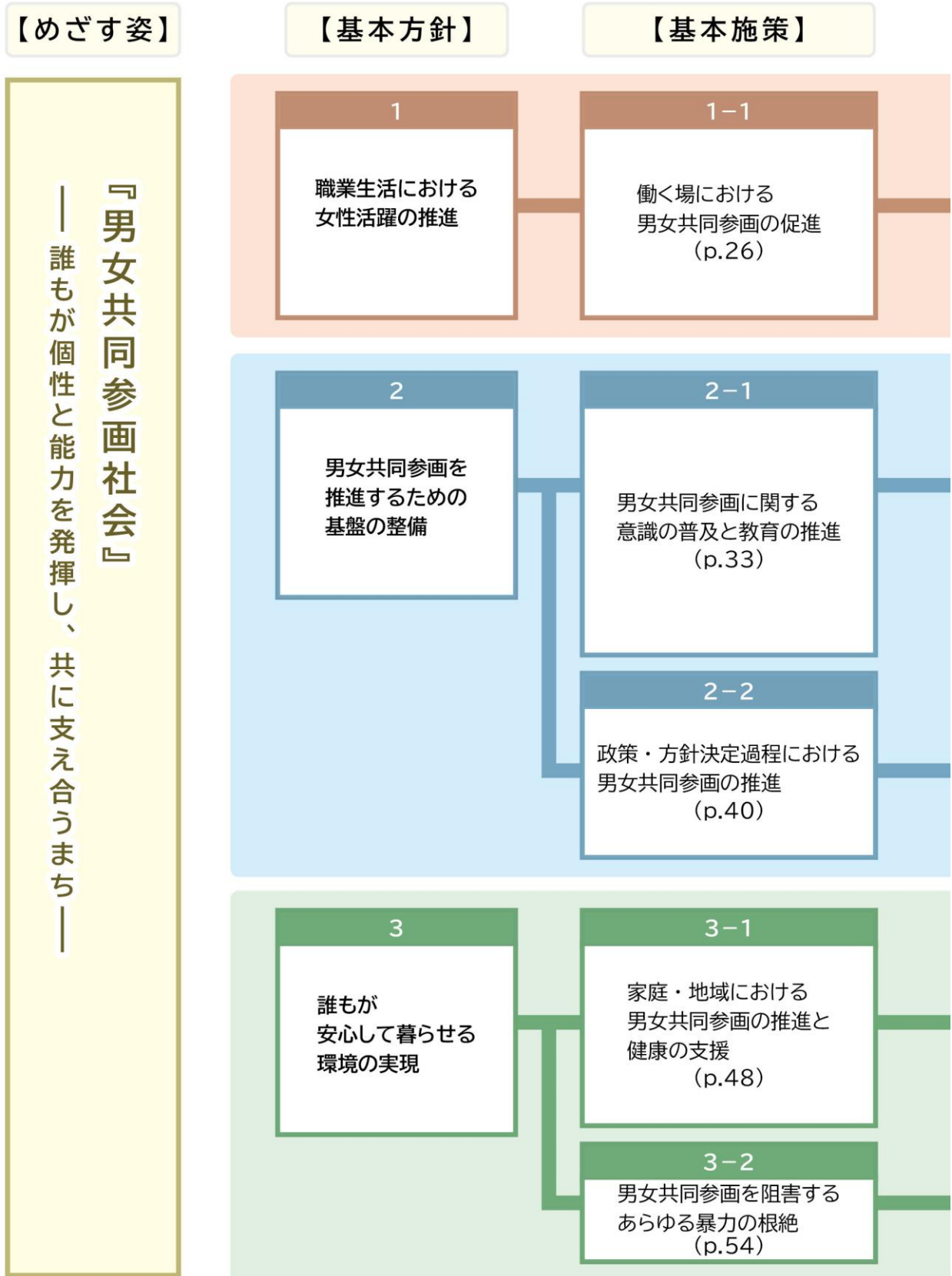
また、男女がともに支え合いながら健康的に暮らしていくためには、性やライフステージ*に応じた身体の変化等についての正しい知識や認識を持つことが必要です。

このことから、家庭・地域における男女共同参画の推進と健康づくりの支援に取り組みます。

基本施策3—2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（DV*）や性犯罪・性暴力については、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識*等が指摘されています。あらゆる暴力の根絶に向けて、取組を推進します。

3. 施策体系



【施策】

【具体的取組】

雇用の場における男女共同参画の促進

ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の就労・能力開発のための支援

- 関係法令等の広報、啓発等
- 女性雇用の促進
- ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発
- 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進
- ハラスメント防止対策
- 女性の起業への支援
- 就職の支援
- 家族経営の労働条件の改善

男女共同参画に関する広報・啓発の充実

生涯を通じた男女共同参画の
学習機会の充実

学校等における男女共同参画教育の推進

国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発
- パートナーの日（8月17日）の推進
- 市民との協働による意識啓発

- 講演会、セミナー等の開催と支援
- 講座等の開催方法における配慮
- 男性を対象とした学習機会の提供

- 学校教育における推進
- 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実
- 保護者への推進

- 国際社会の情報の収集、提供

市の審議会、委員会等における
女性登用推進

女性職員の管理・監督職における登用推進

事業所や各種団体等の方針決定の場への
女性の参画促進

政治分野における男女共同参画の推進

- 女性委員の積極的登用
- 女性人材の把握と活用

- 女性職員の積極的登用

- 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進

- 政治分野における女性参画の推進

家庭・地域活動における
男女共同参画の推進

ライフステージに応じた健康支援の充実

暴力を許さない社会の意識づくり

被害者支援の充実

- 家庭生活における啓発
- 育児・介護支援の周知と充実
- 地域活動における啓発
- 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 健康支援の充実
- 性に関する正しい知識の普及啓発
- 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進
- 不妊不育に悩みを抱える男女の支援

- 暴力に対する正しい知識、認識の啓発

- 発生防止と早期発見
- 相談体制の整備・充実
- 被害者の自立支援

4. 成果目標

基本方針	目標項目	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
基本方針1 職業生活における 女性活躍の推進	市民意識調査における「昇進、 人事配置」に対する男女平等感に ついて、「平等」の比率	48.9%	70.0%
	女性活躍やワーク・ライフ・バランス* の推進等に取り組んでいる企業数 （伊勢市男女共同参画推進事業者等 表彰制度による受賞企業等の数）	19社	29社
基本方針2 男女共同参画を推進するための 基盤の整備	市民意識調査における「男は仕事、 女は家庭」の否定率（男女全体で）	63.3%	70.0%
	市民意識調査における「男は仕事、 女は家庭」の否定率（10代）	75.0%	80.0%
	市民意識調査における「パートナー の日*」を「言葉の内容も知っている」 人の割合	6.6%	30.0%
	市の審議会、委員会等における女性の 登用率	24.7%	40.0%
	市の係長級以上の女性職員の割合	30.4%	35.0%
基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現	市民意識調査における「男女の平等 （家庭生活）」について「平等」と 考える人の割合	32.0%	40.0%
	避難所運営マニュアル策定の地域数	7地域	16地域
	まちづくり協議会における代議員の 女性参画率	19.6%	40.0%
	市民の健康寿命*	女性：81.4歳 ^{※1} 男性：79.3歳 ^{※1}	女性：83.0歳 ^{※2} 男性：80.0歳 ^{※2}
	事業所意識調査におけるセクハラ 防止対策をしている事業所の割合	74.6%	85.0%
	市民意識調査におけるDV*被害者の うち相談した人の割合	48.1%	80.0%

※1 令和2年度時点の値

※2 市民の健康寿命は、令和7年度の目標値とする。

第4章 具体的施策



基本方針1 職業生活における女性活躍の推進

基本施策1-1 働く場における男女共同参画の促進

(1) 現状と課題

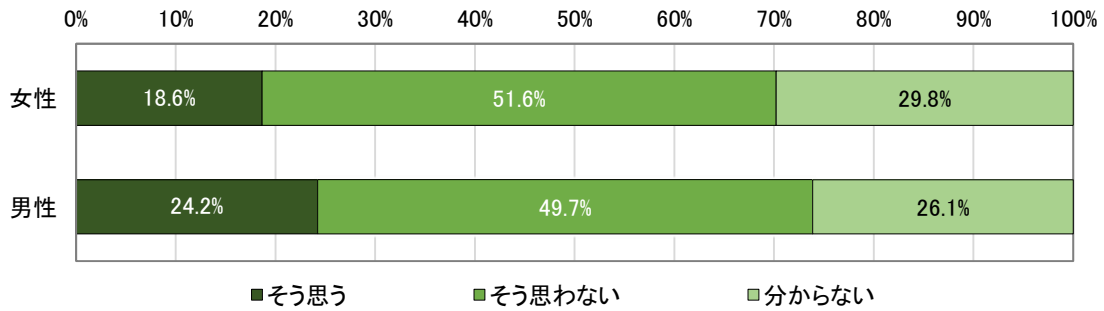
市民意識調査によると、男女ともに約半数が、働く場が女性にとって働きやすい環境ではないという認識を持っており、昇進や評価等の人事面で男性優遇と感じる割合が高くなっています。

事業所意識調査によると、女性の雇用管理の状況は5年前から変わっていないとする回答が多く見られ、またワーク・ライフ・バランス*の実現に積極的に取り組んでいる事業所はまだ少数となっています。

女性の働き方への意識については、子どもができて働き続ける方がよいと回答する割合が増えてきましたが、子どもができたらず一旦離職した方がよいと回答する割合は依然として高く、実際に結婚、出産、育児等の理由で離職する女性が多い状況にあります。このような出産等を理由とした離職をせず働き続けるために、職場や家族の理解、男性の育児参画等が求められています。

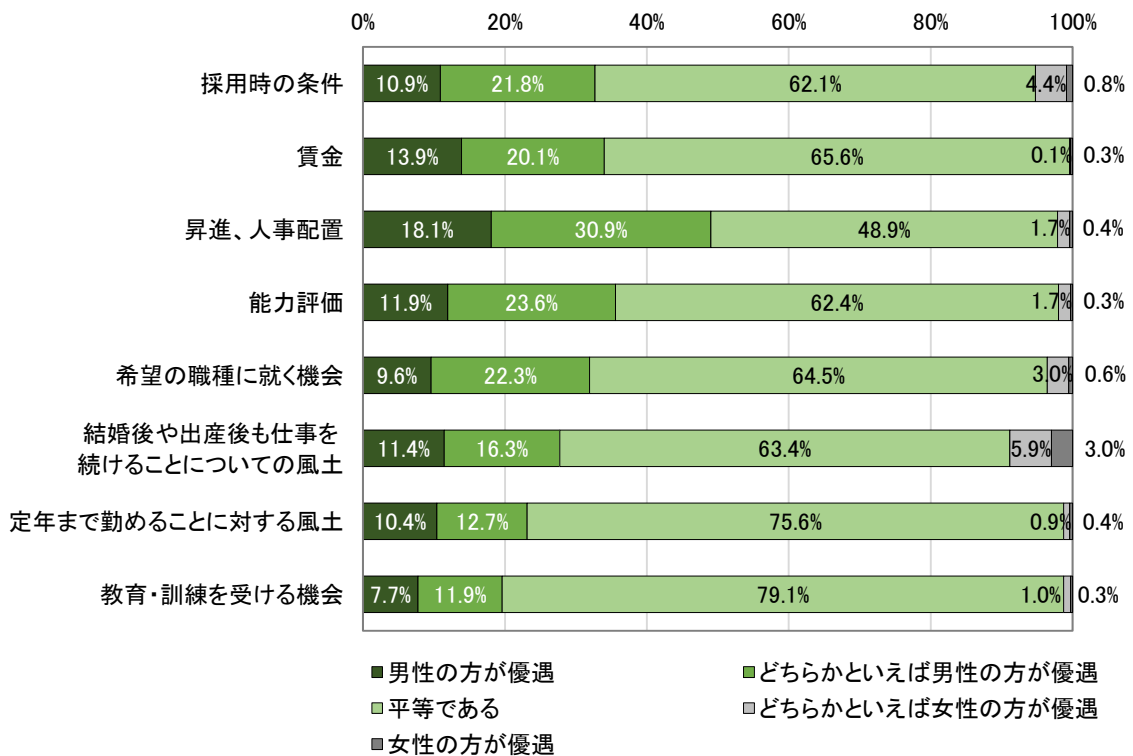
女性が能力を発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境を実現するため、事業所における雇用管理の改善や、仕事と家庭を両立できるワーク・ライフ・バランス*を促進するとともに、女性の就業を促進していくことが必要です。

女性が働きやすい環境にあるかについて



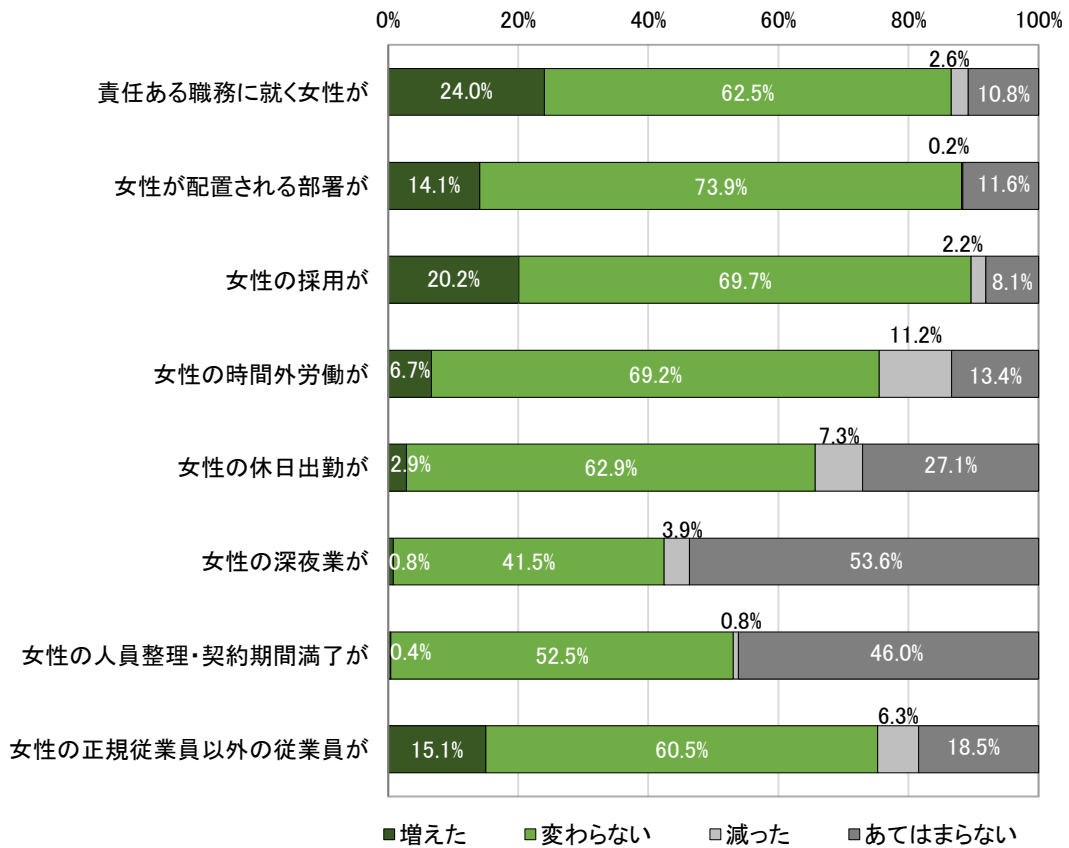
資料：令和3年度市民意識調査

職場における平等感



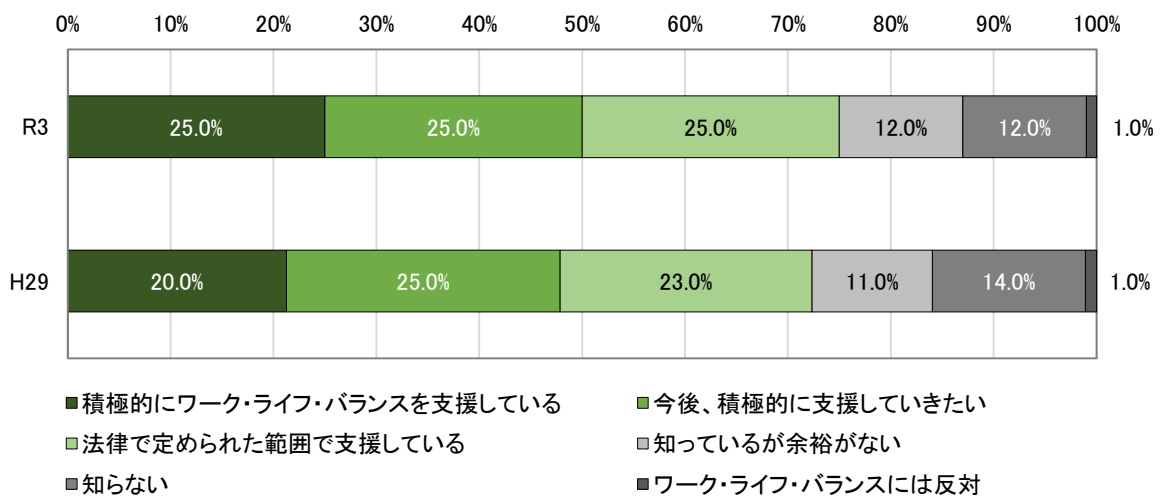
資料：令和3年度市民意識調査

事業所の女性の雇用管理について、5年前と比べての変化



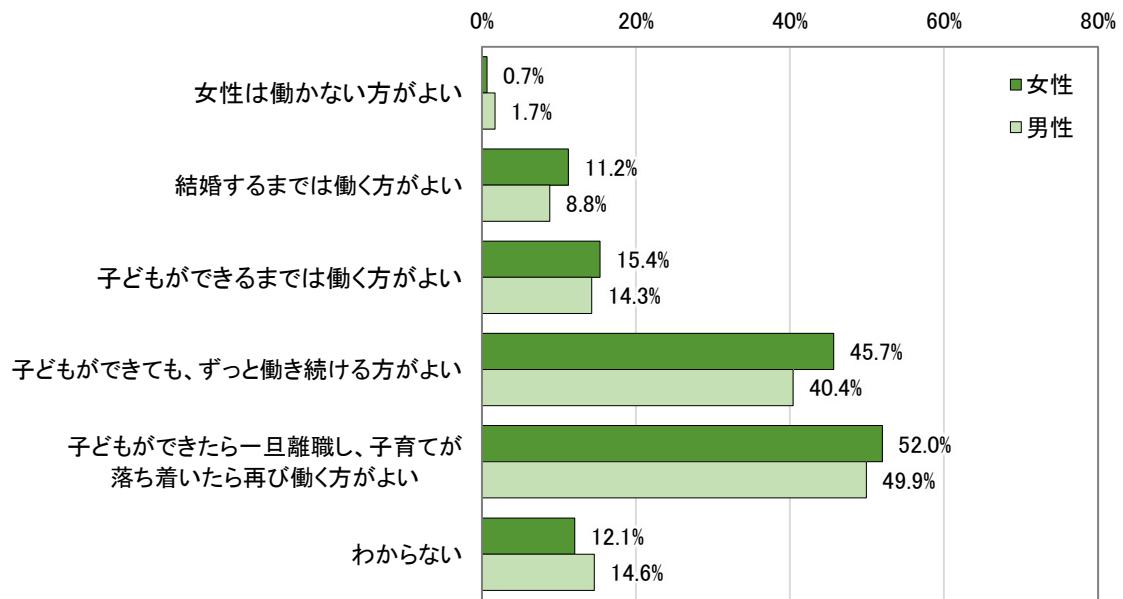
資料：令和3年度事業所意識調査

事業所のワーク・ライフ・バランス*の考え方について



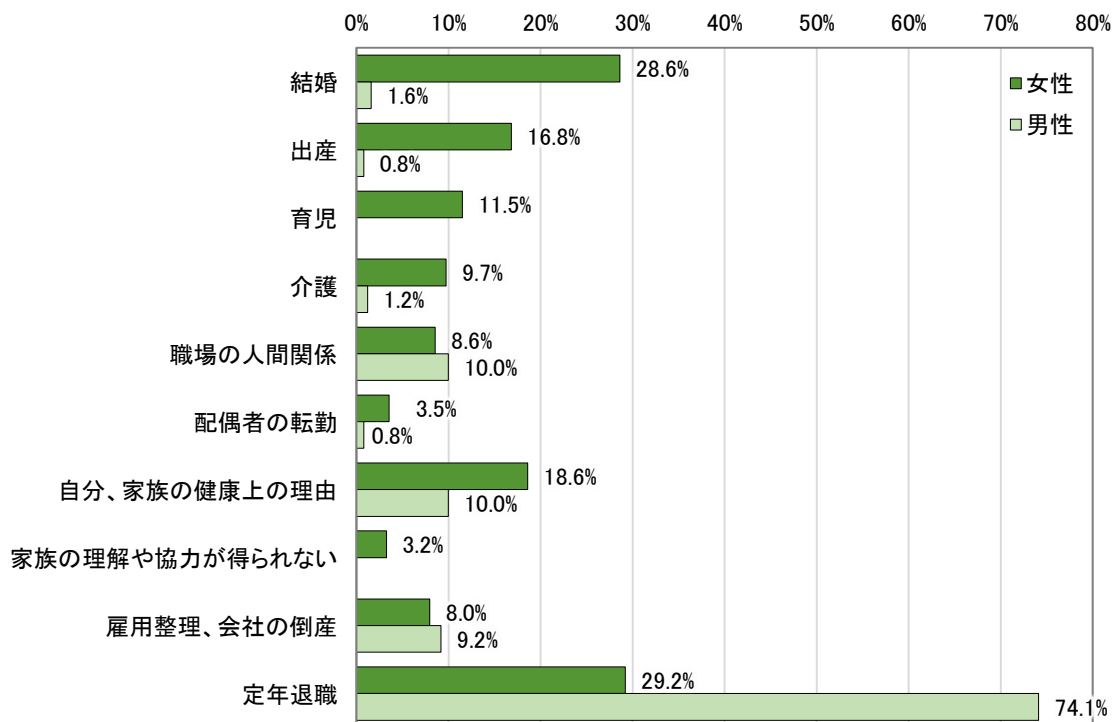
資料：事業所意識調査

女性が働くことについての意識



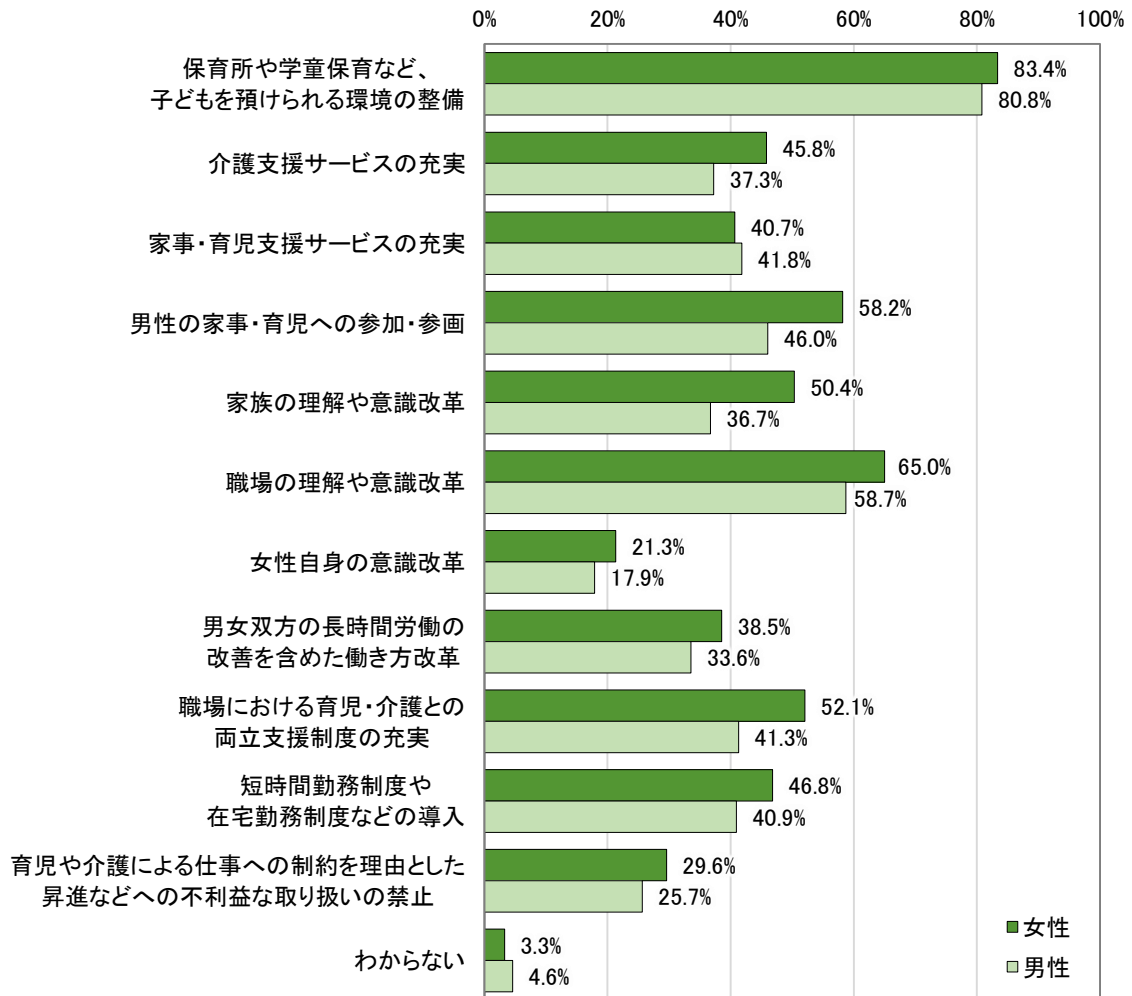
資料：令和3年度市民意識調査

過去退職した理由について



資料：令和3年度市民意識調査

女性が出産等を理由に離職せず働き続けるために必要なこと



資料：令和3年度市民意識調査

(2) 施策と具体的取組

①雇用の場における男女共同参画の促進

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女共同参画の取組が幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めます。

番号	具体的取組	内容
1	関係法令等の広報、啓発等	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法、市条例で定める「事業者が果たすべき役割」等の趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進等における男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。
2	女性雇用の促進	女性の社会の一員としての参画や自己実現のための就労機会の拡大を、関係機関と連携し、企業等へ働きかけます。

②ワーク・ライフ・バランス*の促進

男女がともに安心して働き続けることができるよう、仕事と育児・介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。

番号	具体的取組	内容
3	ワーク・ライフ・バランス*の促進のための広報・啓発	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性や、男性中心型労働慣行の見直し、男性職員の育児・介護休暇の取得促進等について事業所に向けて発信し、ワーク・ライフ・バランス*の推進を啓発します。

③女性の就労・能力開発のための支援

女性が自ら職業能力を高めるとともに、安心して働き続けることができるよう、職場環境づくりやハラスメント*防止について、事業所等に働きかけを行います。

また、女性の就職支援だけでなく、起業等の多様な働き方を選択する女性や自営業に携わる女性に向けての情報発信に取り組みます。

番号	具体的取組	内容
4	女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進	女性が安心して健康に、個性と能力を発揮して働き続けることができる職場環境づくりを事業所等に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講等の機会を創出します。
5	ハラスメント*防止対策	性別による差別的取り扱いや、出産・育児等による不利益をこうむらないように事業所等に働きかけを行います。
6	女性の起業への支援	起業を希望する女性に対して、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じる等の支援を行います。
7	就職の支援	出産・育児、介護により離職した人等、就職を希望する人等に対する支援を、関係機関と連携して行います。
8	家族経営の労働条件の改善	農業等の家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。

(3) 成果目標

目標項目	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
市民意識調査における「昇進、人事配置」に対する男女平等感について、「平等」の比率	48.9%	70.0%
女性活躍やワーク・ライフ・バランス*の推進等に取り組んでいる企業数（伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰制度による受賞企業等の数）	19社	29社

基本方針2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(1) 現状と課題

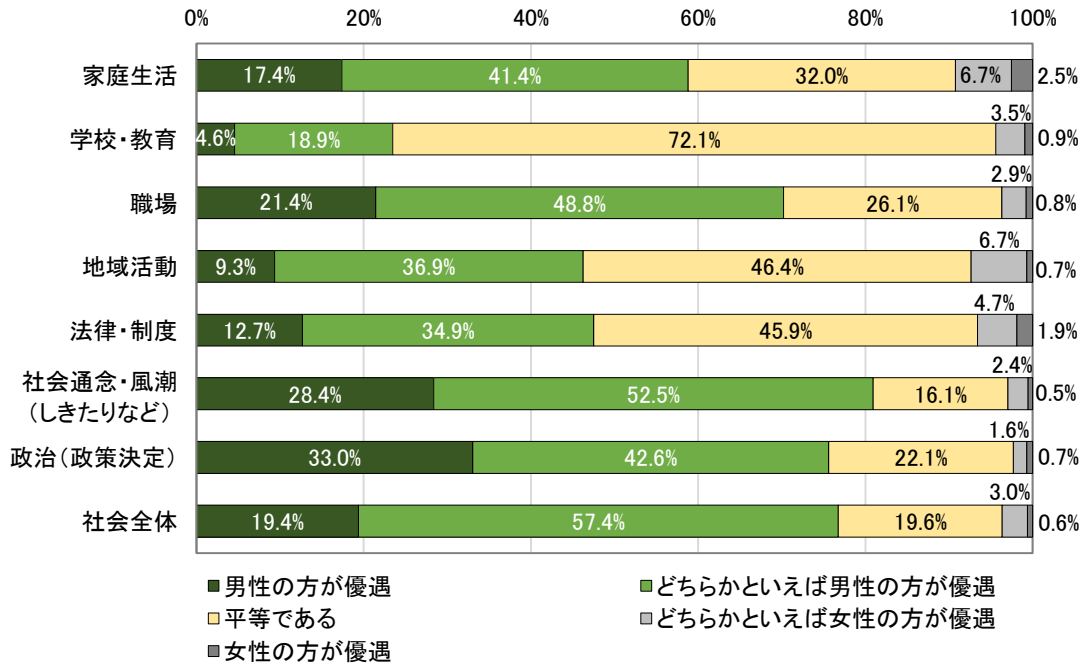
各分野における男女の平等感については、学校・教育以外の様々な分野で男性の方が優遇されていると感じている人が多く、特に社会通念や風潮等で平等感が低い状況にあります。この社会通念や風潮の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方は、個人の能力等によってではなく、性別を理由として役割を固定的に分けるというもので、職場や家庭等の様々な場で男女共同参画を阻害する要因となっています。この考え方については、第3次計画策定時と比較すると否定する人の割合が増え、意識の変化が見られるものの、未だ4人に1人の割合で賛成しています。

また、本市では、市条例において毎年8月17日を「パートナーの日*」と定め、性別にこだわらず、お互いを認め合い、支え合い、共に生きるために思いやりの心を持って考え、行動することをすすめています。このパートナーの日*についても、男女ともに認知度が低い状況にあります。

「平等である」という回答が多かった学校・教育分野においても、若い世代が社会に出たときに誤った考え方に流されることのないよう、正しい知識、認識を持てるよう引き続き取組を推進する必要があります。

市民が固定的な性別役割分担意識*を解消して広い視野を持ち、性別にとらわれない生き方を共有できるよう、学校や生涯学習等、学びの場を充実するとともに、意識啓発や情報提供を積極的・継続的に推進する必要があります。

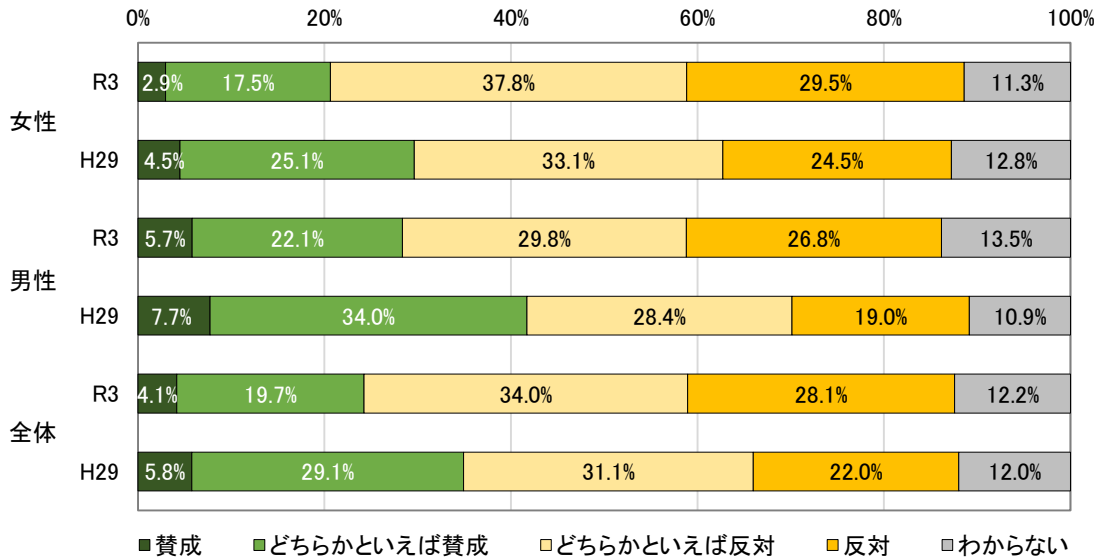
各分野における男女の平等感について



資料:令和3年度市民意識調査

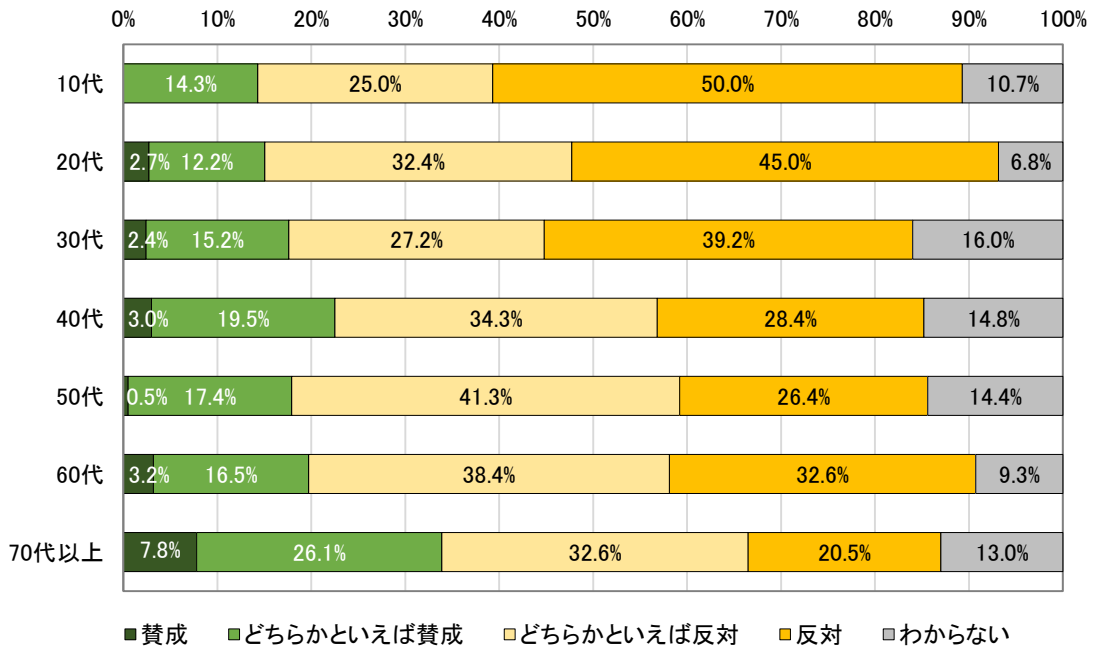
「男は仕事、女は家庭」という考え方について

過年度との比較



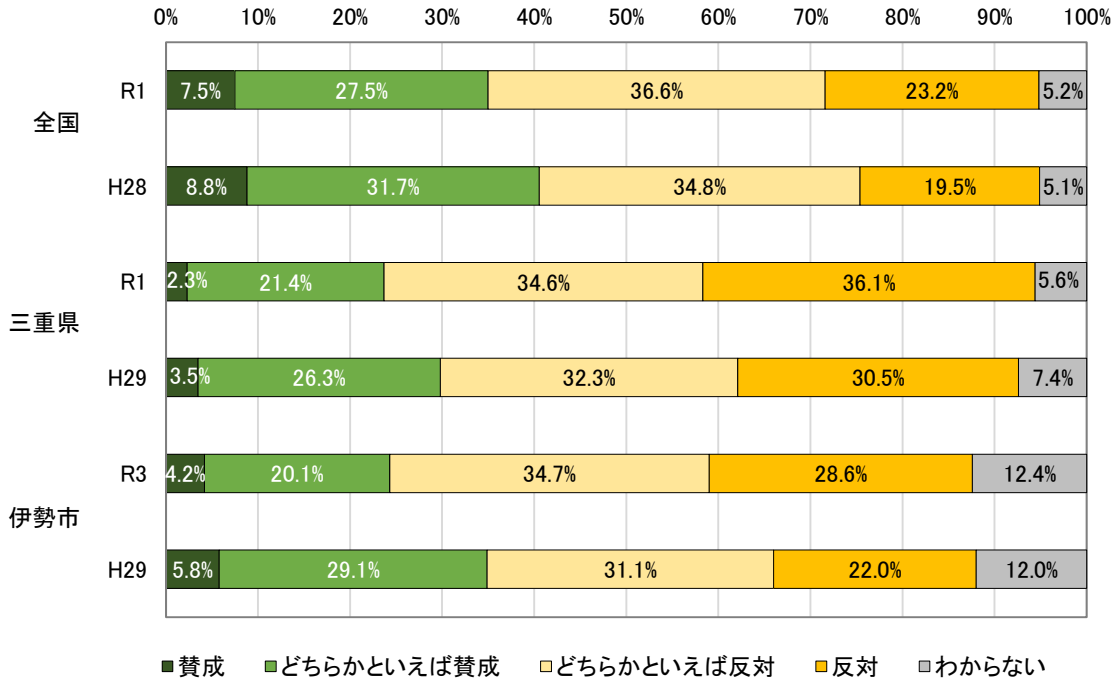
資料:市民意識調査

年齢別



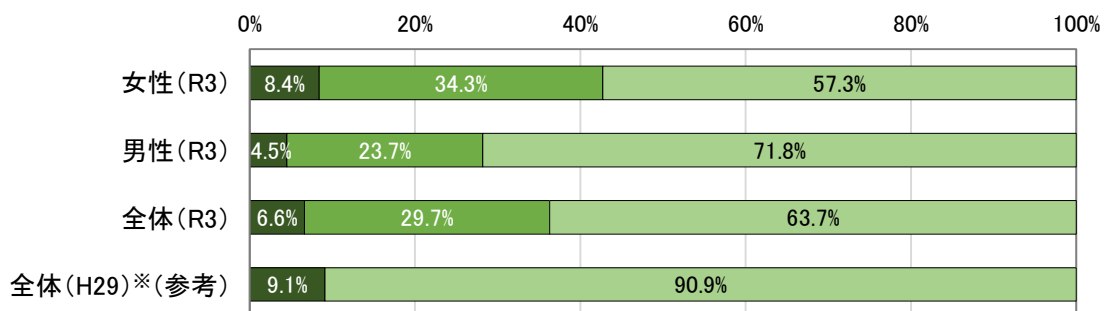
資料：令和3年度市民意識調査

国・県との比較



資料：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）、三重県男女共同参画年次報告書、市民意識調査

パートナーの日*の認知度について



■言葉の内容も知っている ■聞いたことはあるが、内容は知らない ■まったく知らない

資料：市民意識調査

※平成29年市民意識調査においては、「知っている」「知らない」の2択による質問

【参考】 世界と比較した日本のジェンダーギャップ指数*

世界経済フォーラム（WEF）は、経済、教育、健康、政治の4分野における男女格差を国ごとに調査した「世界男女格差報告書（Global Gender Gap Report）」を2022年に発表しました。これによると、日本のジェンダーギャップ指数*は146か国中116位（前年は156か国中120位）で、主要7か国（G7）では最下位となっています。

分野ごとにみると、日本は健康と教育分野においてはG7各国とほぼ差がない一方で、経済と政治において女性の参画率が低いことが問題として挙げられています。

順位	国名・地域名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	ニュージーランド
5	スウェーデン
6	ルワンダ
7	ニカラグア
8	ナミビア
9	アイルランド
10	ドイツ
116	日本

経済：121位

教育：1位

健康：63位

政治：139位

（いずれも146か国中の順位）

(2) 施策と具体的取組

①男女共同参画に関する広報・啓発の充実

固定的な性別役割分担意識*の解消に向け、広く市民に関心をもってもらえるよう、効果的な意識啓発や情報提供を積極的に進めるとともに、男女共同参画を推進する関係団体との連携・協働による取組を進めます。

番号	具体的取組	内容
1	市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発	アンケート等により市民や事業者の男女共同参画に関する意識を定期的に把握するとともに、広報いせやリーフレット、SNS等を活用し、わかりやすく実践的な情報発信に取り組みます。
2	パートナーの日*（8月17日）の推進	「パートナーの日*」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる行動の実践ができるよう啓発活動を推進します。
3	市民との協働による意識啓発	市民団体との連携と協働により、男女共同参画に関する学習機会の創出や情報発信による意識啓発に取り組みます。

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

大人自身が固定的な性別役割分担意識*や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、子どもの価値観へも大きな影響をもたらします。誰もが主体的に学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

番号	具体的取組	内容
4	講演会、セミナー等の開催と支援	男女共同参画に関する学習機会として講演会やセミナー等を開催し、新たな知識やスキル、先進事例等を紹介することにより、市民・事業者への啓発と各自の取組を支援します。
5	講座等の開催方法における配慮	託児サービスの実施や開催時間の配慮、内容の工夫等、講座・セミナー等の開催方法において誰もが参加しやすいよう配慮します。
6	男性を対象とした学習機会の提供	男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男女がともに考え、責任を担い、支え合っていくものであることを啓発するため、男性を対象とした学習機会の提供を行います。

③学校等における男女共同参画教育の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように、子どもの頃からの学習や学校等における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示す等、男女共同参画について学ぶ機会の提供に努めます。

また、日常的に子どもたちと多くの時間を過ごす教職員等や保護者においても男女共同参画意識が高まるよう、研修等の取組を進めます。

番号	具体的取組	内容
7	学校教育における推進	すべての子どもたちが男女の相互協力や対等な社会参画について正しい知識を習得し、自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるよう、教育の推進に努めます。
8	教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所等の教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士等を対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。
9	保護者への推進	学校行事、PTA活動等を通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取組を進めます。

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

市民一人一人が国際理解を深め、国際的な視野を持つことができるよう、国際社会の情報の収集、提供に取り組みます。

番号	具体的取組	内容
10	国際社会の情報の収集、提供	男女共同参画に関する国際的な動向や、男女平等に関する先進国の状況や日本との比較等についての情報を収集し、市民等への啓発に活用します。

(3) 成果目標

目標項目	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（男女全体で）	63.3%	70.0%
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（10代）	75.0%	80.0%
市民意識調査における「パートナーの日*」を「言葉の内容も知っている」人の割合	6.6%	30.0%

基本施策2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

民間企業の役職者のうち、部長相当職、課長相当職、係長相当職に占める女性の割合はいずれも20%未満と低い状況にあり、女性管理職が少ない理由としては、「結果として女性が少なくなっている」、「女性の適任者がいないから」が多く挙げられています。

昇進・キャリアアップを希望する人の割合については、女性が男性をやや下回る結果となっており、特に20代～40代において、昇進・キャリアアップ志向に大きな男女差が見られます。

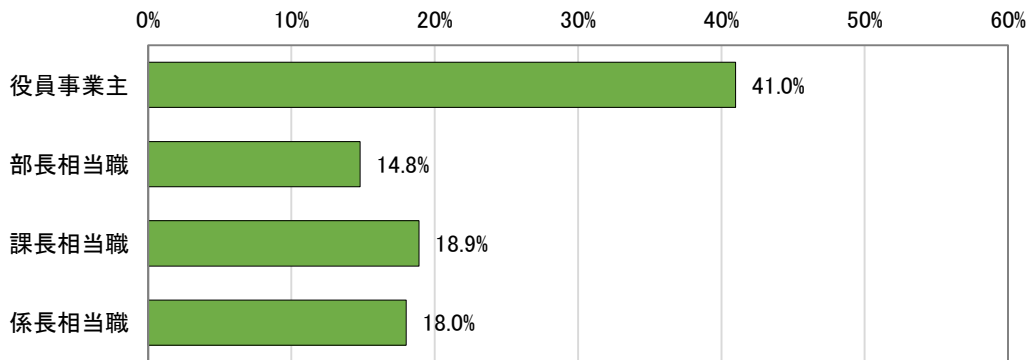
女性がキャリアアップを望まない理由については、「仕事と家庭の両立が困難だから」を挙げる割合が男性に比べて顕著に高く、家事等の負担が女性のキャリアアップを妨げる要因の一つとなっています。また、30代の女性において、「時間外労働が増えるから」を挙げる割合が、30代の男性と比べて顕著に高い傾向が見られます。

女性リーダーを増やすときの障害について、「女性自身がリーダーになることを希望しない」を挙げる割合は女性よりも男性の方が高く、また「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しない」「保育・介護・家事などにおける夫等の家族の支援が十分ではない」と挙げる割合は男性よりも女性の方が高い等、男女の間に認識のズレが見られることから、こうした意識を変えていく必要があります。

女性がキャリアアップを実現し、組織の方針決定に参画していくには、女性リーダーの積極的登用によってロールモデル*を増やし、女性が方針決定に関わることを促進する必要があります。また、仕事と家庭との両立を負担することが多い女性の視点を活かし、働き方そのものを改善していく等、多面的な取組が必要です。

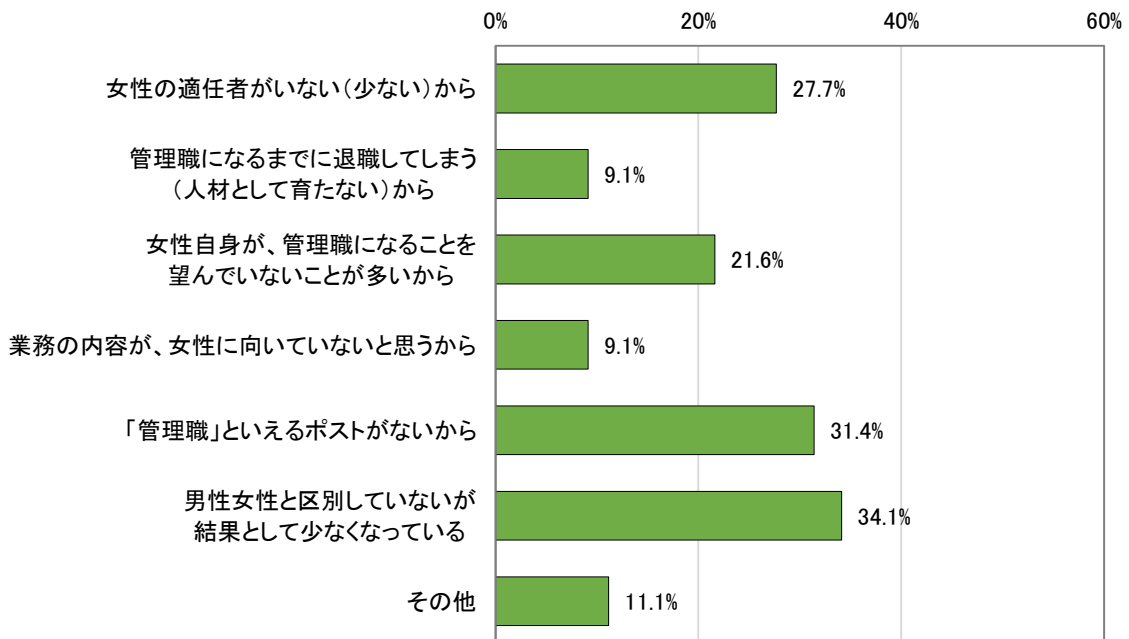
さらに、活力ある地域づくりのため、女性の政治分野への主体的な参画意欲を向上させるための啓発や、女性の意見・要望が地域づくりの方針決定に反映されるよう、地域活動や政治分野における女性の参画の促進が必要です。

民間企業の役職者に占める女性の割合について



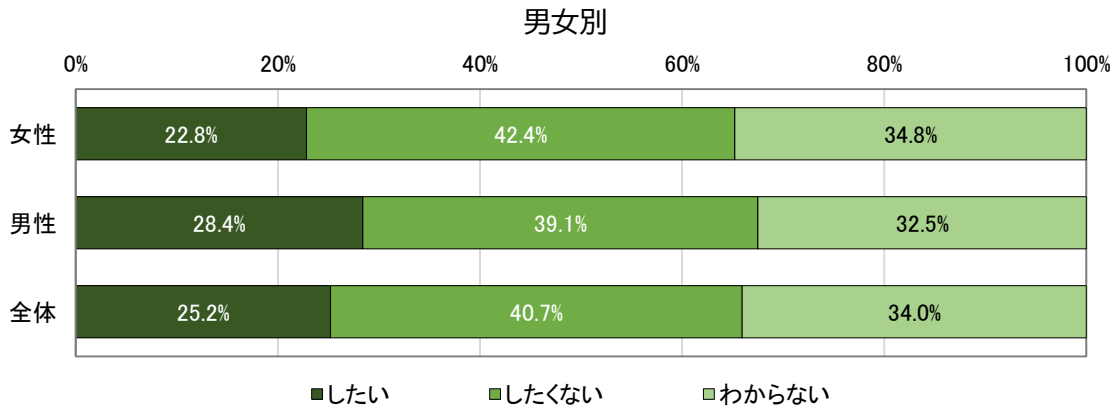
資料：令和3年度事業所意識調査

事業所において女性管理職が少ない理由

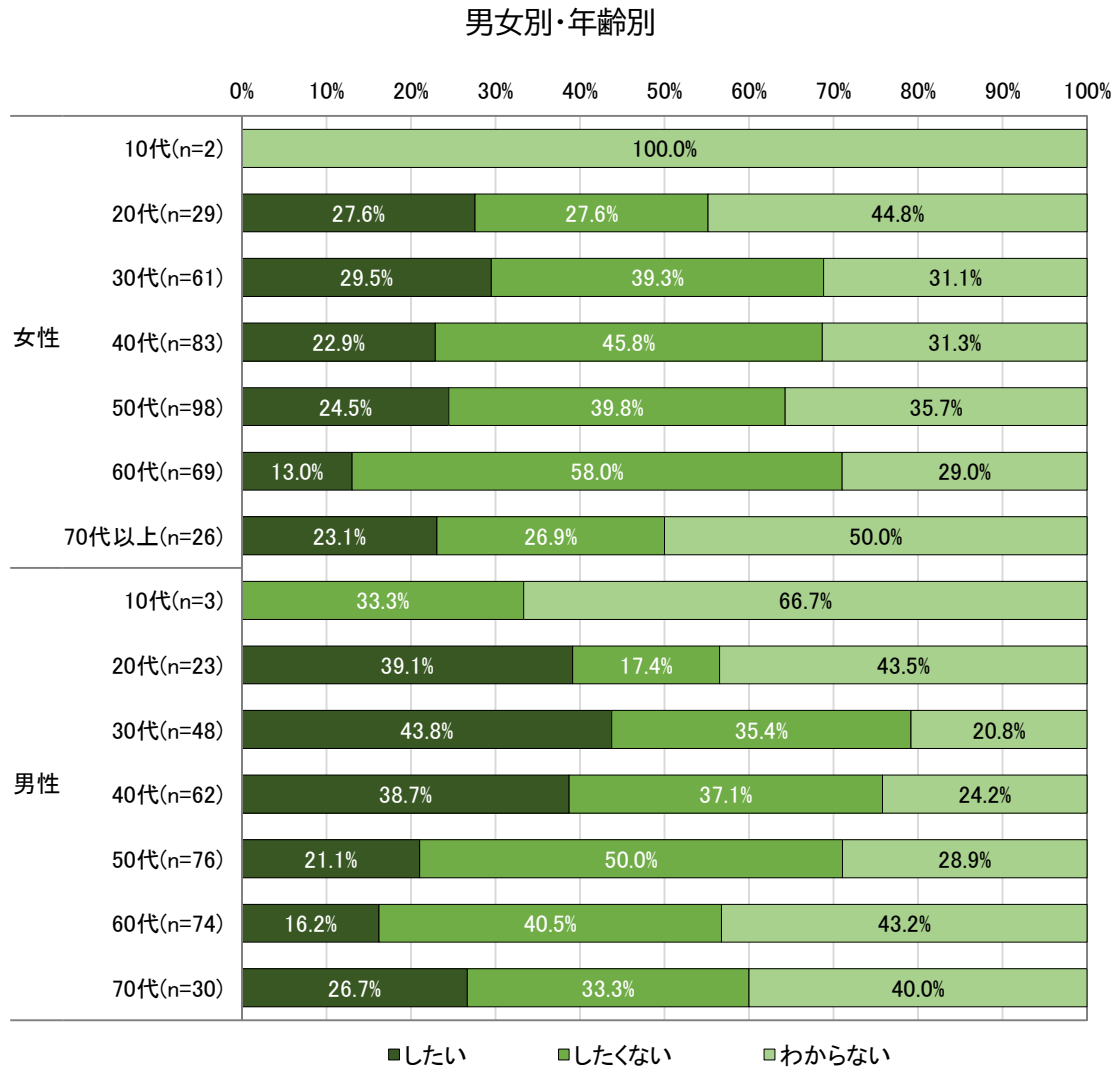


資料：令和3年度事業所意識調査

職場での昇進やキャリアアップの希望について

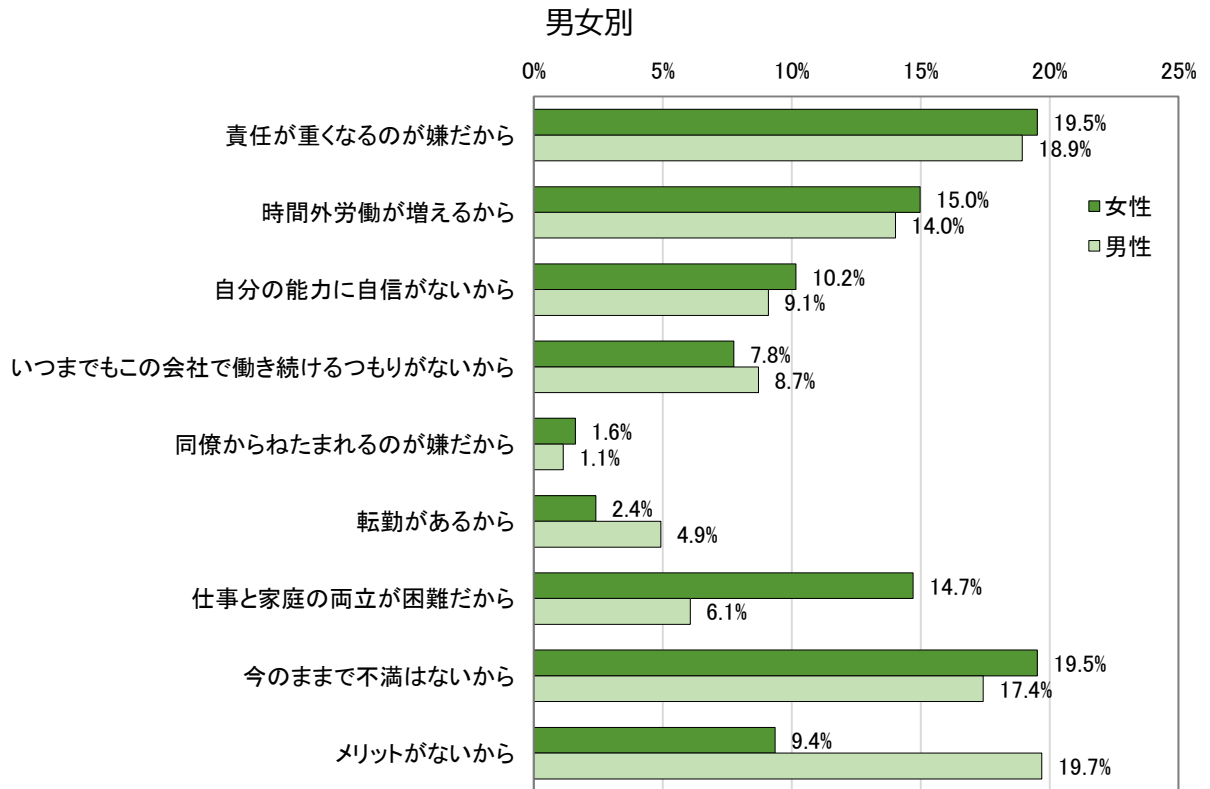


資料：令和3年度市民意識調査



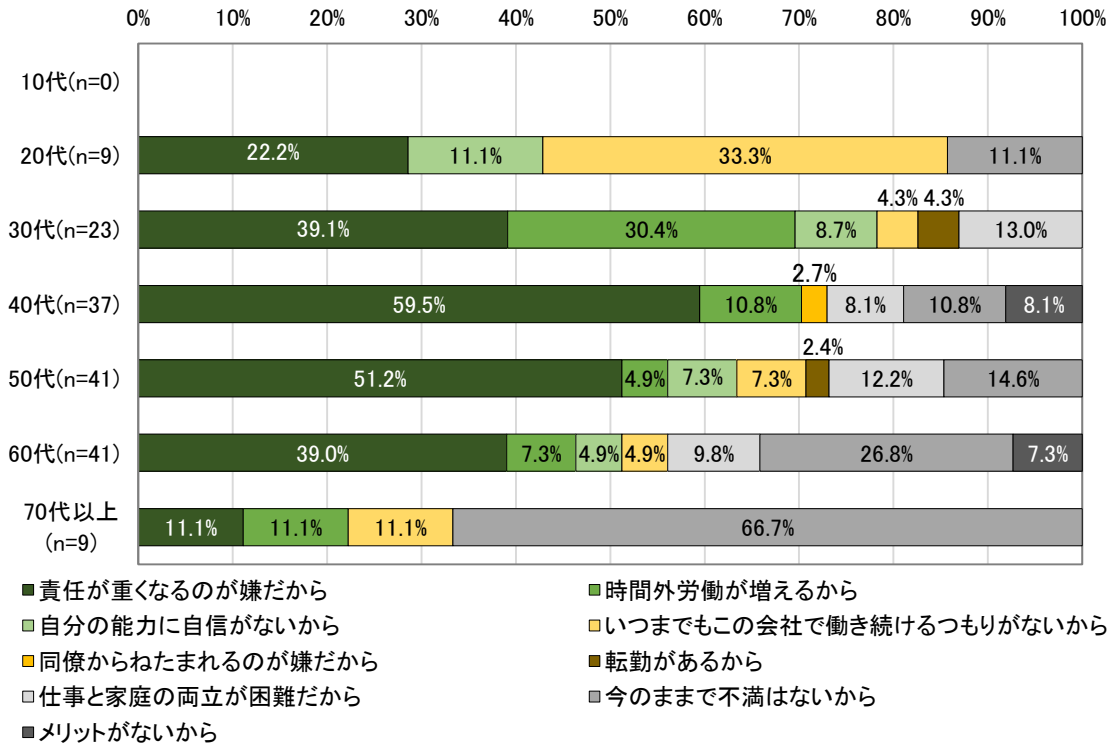
資料：令和3年度市民意識調査

キャリアアップを望まない理由について



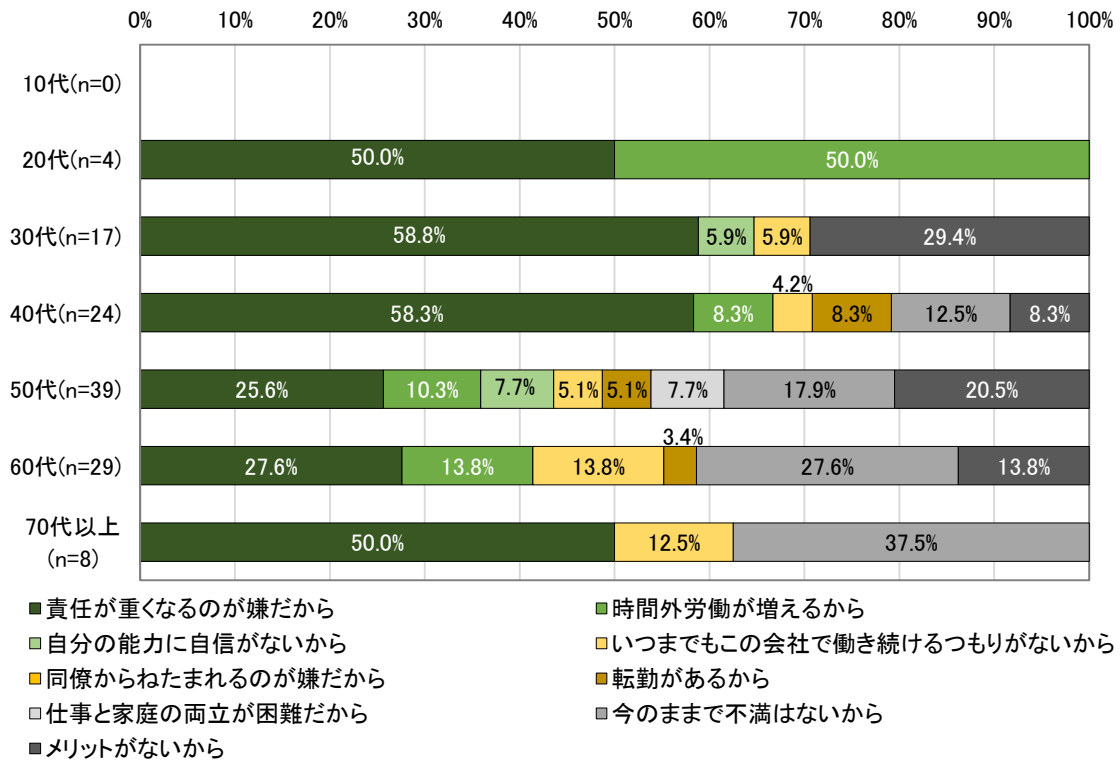
資料：令和3年度市民意識調査

女性・年齢別



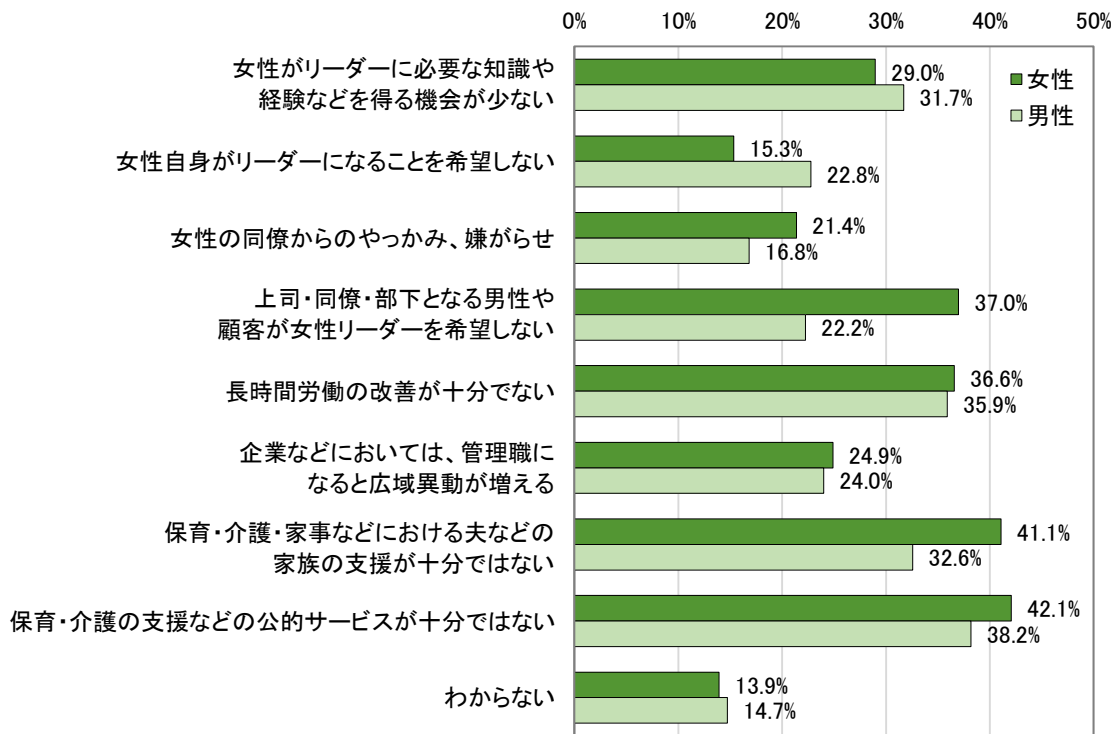
資料：令和3年度市民意識調査

男性・年齢別



資料：令和3年度市民意識調査

地域・経済等の各分野でリーダーを増やすときの障害について



資料：令和3年度市民意識調査

(2) 施策と具体的取組

①市の審議会、委員会等における女性登用推進

様々な場面での方針決定過程において女性の参画を進めていくためには、市が率先して参画拡大に向けた様々な取組を進め、情報発信していくことが必要です。このことから、市の審議会等の女性委員の登用率を高めるための取組を行います。

番号	具体的取組	内容
1	女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会等における委員構成の見直しや、団体推薦等における女性委員の登用、公募委員制の拡大等について関係各課において取り組むことにより、男女がともに参画しやすい仕組みづくりを進め、女性の登用を進めます。
2	女性人材の把握と活用	女性の登用を推進するため、庁内の各部署と連携した女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。

②女性職員の管理・監督職における登用推進

審議会等の委員同様、市が率先して女性の参画拡大を進め、情報発信していくことが必要であることから、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。

番号	具体的取組	内容
3	女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、あらゆる部署における男女のバランス良い配置や、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

事業所の管理・監督職や地域活動について女性の担い手を増やし、幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について理解促進を図ります。

番号	具体的取組	内容
4	市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	方針決定において女性の意見が反映されるよう、市内事業者等に対し、女性職員の管理・監督職への登用についての働きかけを行います。
5	地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	女性の視点が様々な活動の場で反映されることを目指し、男女がともに参加しやすい活動方法についての啓発や、地域活動団体等の方針決定の場に男女が偏りなく参画することを会則や規約に盛り込むこと等、女性の参画促進のための働きかけを行います。

④政治分野における男女共同参画の推進

女性の政治分野への興味と参画意欲を向上させるための啓発や、女性の意見・要望を聞く機会を設けることにより、女性の政治分野への参画を推進します。

番号	具体的取組	内容
6	政治分野における女性参画の推進	女性の政治分野への興味と参画意欲を向上させるための啓発や、女性の意見・要望を聞く機会を設け、市政への反映に取り組みます。

(3) 成果目標

目標項目	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
市の審議会、委員会等における女性の登用率	24.7%	40.0%
市の係長級以上の女性職員の割合	30.4%	35.0%

基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援

(1) 現状と課題

家庭での家事等の分担状況について、食事や洗濯、買物といった日常的な家事の多くを妻が担っている傾向が見られます。

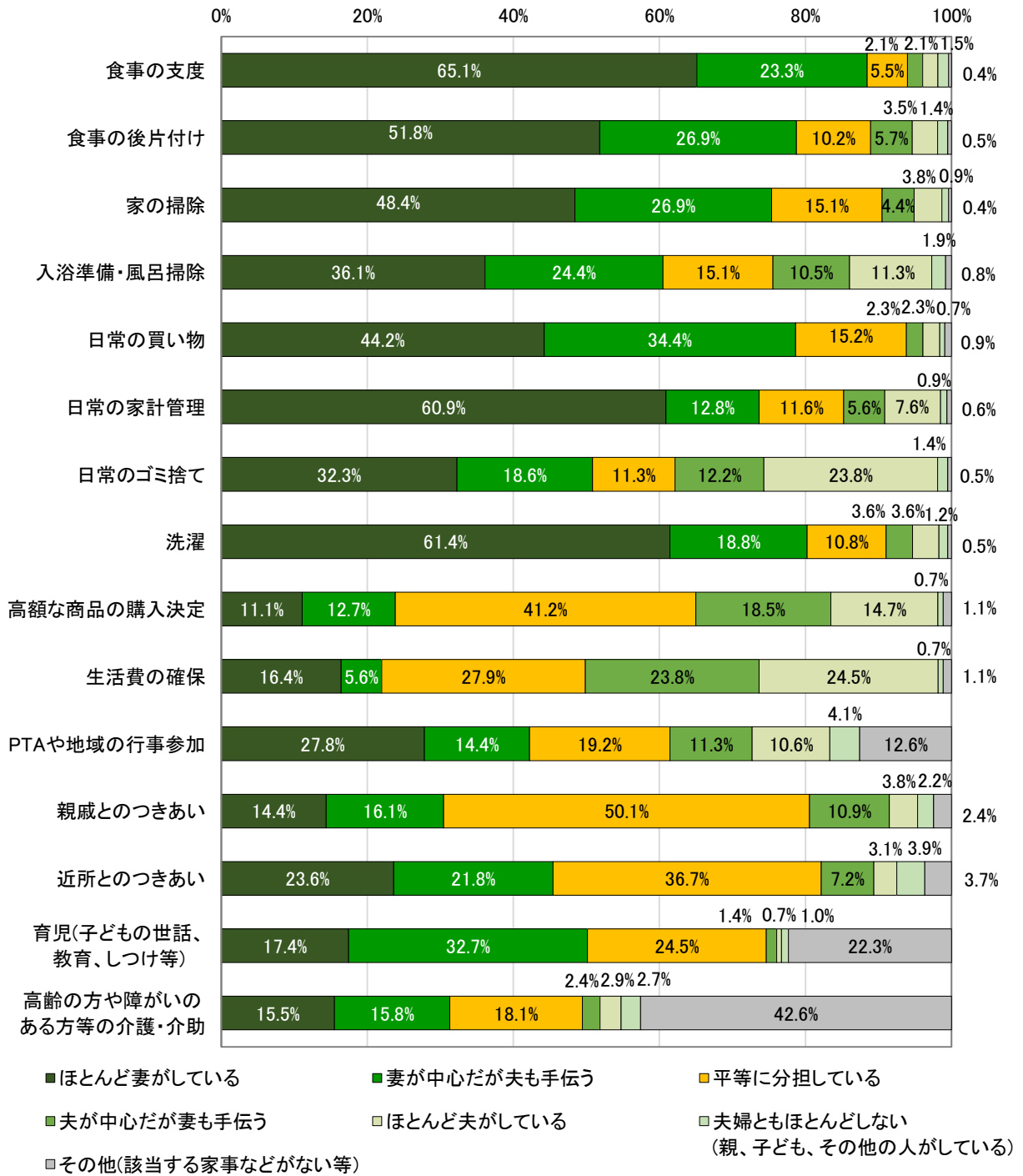
また、地域活動や社会活動について、活動を行っている人の割合は男女ともに低く、男性に比べて女性の参加意欲が低いという傾向が見られます。実際に、各団体の長や役員といった責任ある役割は、男性が担うことが多いのが現状です。

これらの性別による役割の偏りを改善するため、男性が家庭において家事、育児、介護等の役割を担っていくには、性別で役割を分けるという社会通念や慣習等を改めることや、仕事と家庭を両立するための制度を利用しやすくすること、また夫婦間で家事分担について話し合うことが重視されています。

誰もが家庭、地域、仕事等においてバランスのとれた生活を送るためには、家庭生活や地域活動において男女が対等な立場で責任や負担を分かち合い、協力していくという意識づくりの促進とともに、育児や介護等の負担を軽減するための支援が必要です。地域活動・社会活動においては、防災活動や災害時の避難所運営等に男女共同参画の視点を取り入れ、より充実した取組が進むよう、働きかけていく必要があります。

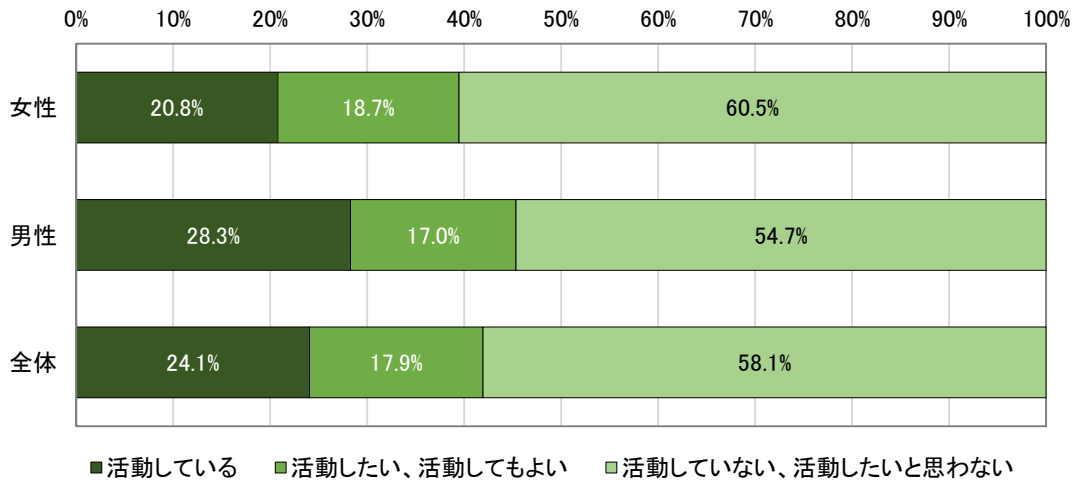
また、女性は妊娠・出産をする可能性があることや、生殖に関係する身体の働きなどから、男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、性と生殖に関する事柄において女性と男性が平等な関係を築くには、相互の尊重と同意、性行動とその結果に対する責任を共有することが欠かせません。こうした問題の重要性について、男性を含め広く社会全体の認識が高まるよう、性と生殖に関する健康と権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」をはじめとする性やライフステージ*に応じた健康についての正しい知識や認識について、啓発や情報提供を進めていく必要があります。

家庭での分担状況



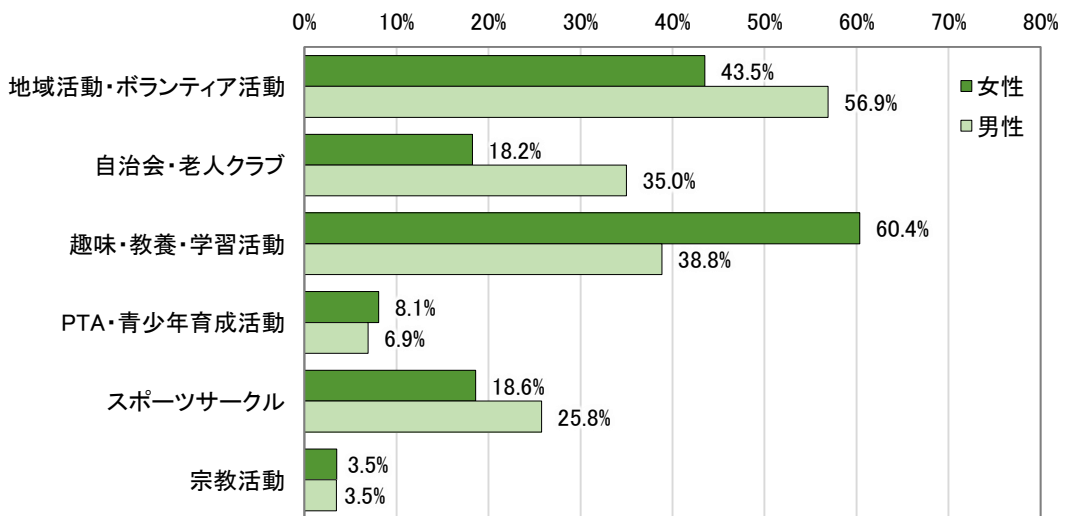
資料：令和3年度市民意識調査

現在、仕事以外に地域活動や社会活動をしているか



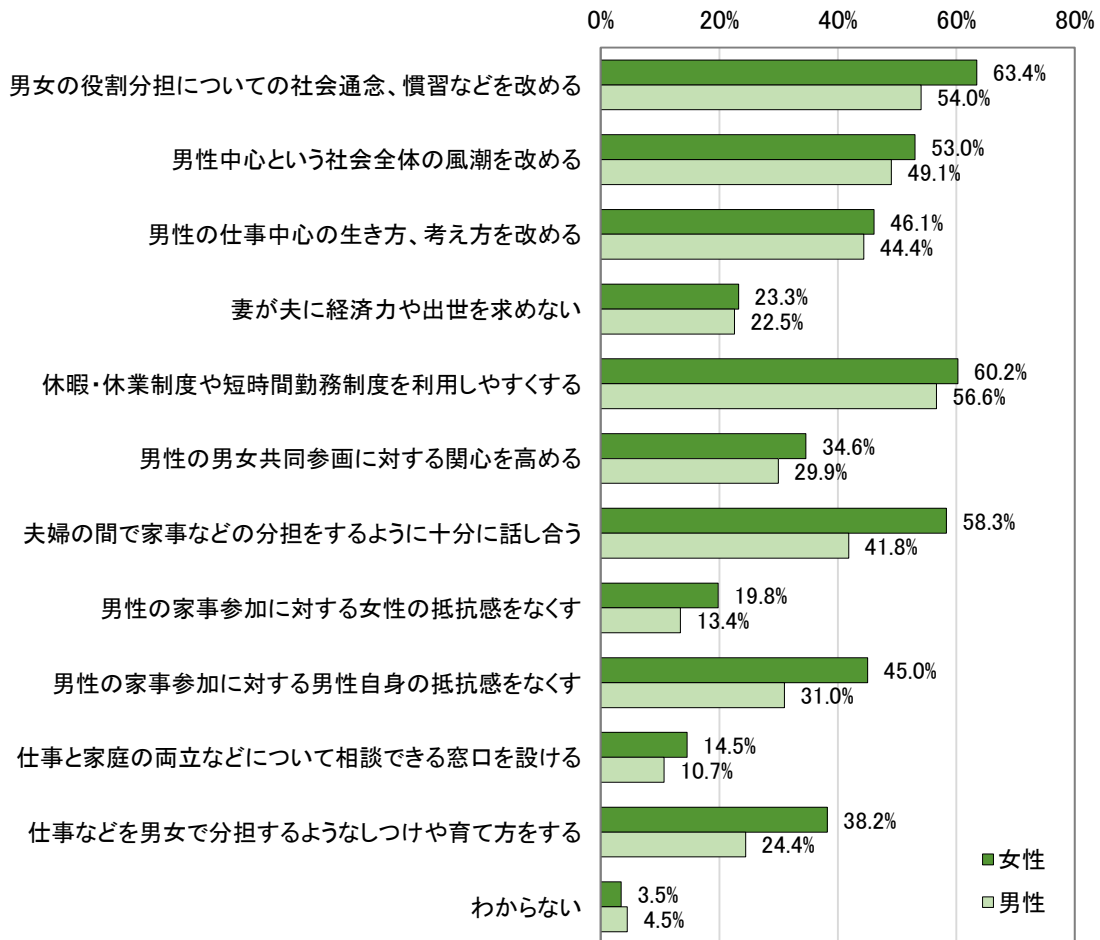
資料：令和3年度市民意識調査

現在活動している、活動したい、活動してもよい地域活動や社会活動



資料：令和3年度市民意識調査

男性が家事、育児、介護、地域活動をするために必要だと思うこと



資料：令和3年度市民意識調査

(2) 施策と具体的取組

①家庭・地域活動における男女共同参画の推進

男女が生涯を通じて家事、育児・介護等をともに担っていくために、男性の家庭生活における参画を促進するための意識啓発に取り組みます。また、育児や介護等の負担を軽減する公的サービスの充実を図ります。

自治会やまちづくり協議会等の地域活動の場における男女共同参画では、女性の積極的な参加の促進と意識啓発に努めます。

防災活動については、女性視点の意見の反映が必要であることから、研修会や講習会による周知活動、性別に配慮した避難所運営マニュアルの検討に取り組みます。

番号	具体的取組	内容
1	家庭生活における啓発	誰もが家庭、地域、仕事等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう、家事・育児・介護等の家庭生活において、男女が家族の一員として相互に協力し責任を果たすための意識啓発、特に男性が主体的に家事・育児・介護等を担うことを促進します。
2	育児・介護支援の周知と充実	介護保険制度や公的保険福祉サービスの周知徹底により、家庭における介護等の負担軽減を図ります。 また、多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ*、ファミリーサポートセンター*の充実により、保護者が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。
3	地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会等、地域活動への女性の積極的な参画を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりや、固定的な性別役割分担意識*に基づく慣習、取り決めの見直しについて、働きかけを行います。
4	男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	災害に対する備えや避難所運営において女性の視点の反映が不可欠であることを、研修会や防災講習会等を通じて具体的な手法を伝えることにより周知し、女性の参画を推進します。 避難所運営マニュアル作成時には、性別に配慮した避難所運営を実施するため、男女共同参画の視点に立った検討体制を提案します。

②ライフステージ*に応じた健康支援の充実

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」等、性に対する正しい知識や、ライフステージ*に応じた健康についての正しい知識を得られるよう啓発や情報提供を行うとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します。

番号	具体的取組	内容
5	健康支援の充実	健康や性に関する相談や健康教育等の保健指導の充実に図ります。また、更年期障害などライフステージ*に応じた健康問題についての正しい知識の啓発や情報提供により生涯を通じた健康づくりを支援します。また、生理の貧困対策等の福祉事業を実施します。
6	性に関する正しい知識の普及啓発	性に対する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育や情報提供の充実に図ります。
7	妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画について、妊産婦とそのパートナーへの情報提供を行い、これらに対する理解と男性の育児参加を促進します。
8	不妊不育に悩みを抱える男女の支援	「不妊不育治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介や情報提供を行います。

(3) 成果目標

目標項目	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
市民意識調査における「男女の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合	32.0%	40.0%
避難所運営マニュアル策定の地域数	7地域	16地域
まちづくり協議会における代議員の女性参画率	19.6%	40.0%
市民の健康寿命*	女性：81.4歳 ^{※1} 男性：79.3歳 ^{※1}	女性：83.0歳 ^{※2} 男性：80.0歳 ^{※2}

※1 令和2年度時点の値。

※2 市民の健康寿命は、令和7年度の目標値とする。

基本施策3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

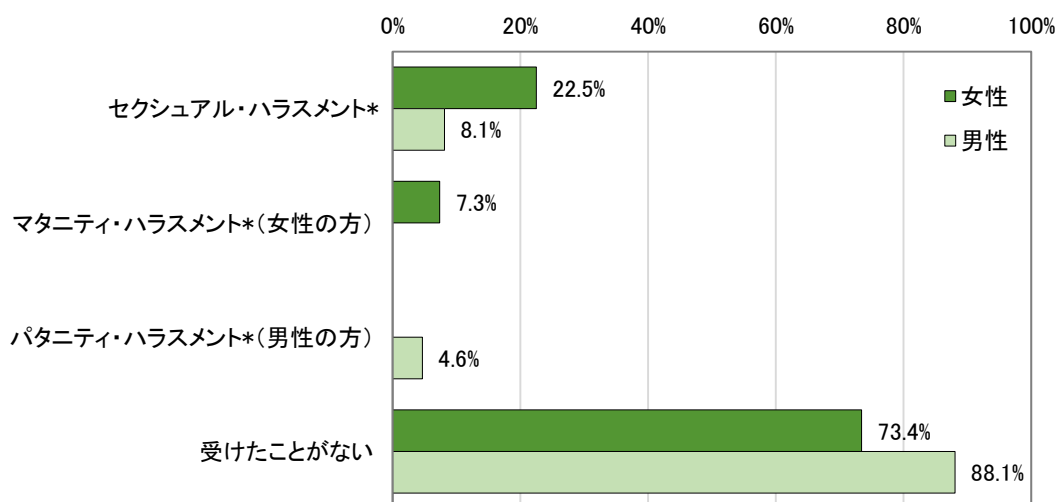
(1) 現状と課題

女性の26.6%、男性の11.9%が、職場において何らかのハラスメント*の被害を受けたことがあると回答しており、セクシュアル・ハラスメント*の相談先については、「職場の同僚や上司」、「友人・知人」が多い一方で、「相談しなかった、できなかった」と回答する割合も多く見られます。

また、女性の30.6%、男性の11.7%が配偶者や恋人から何らかの暴力の被害を受けたことがあると回答しており、暴力を受けた際の相談先についても、「相談しなかった、できなかった」と回答する割合がもっとも高くなっています。

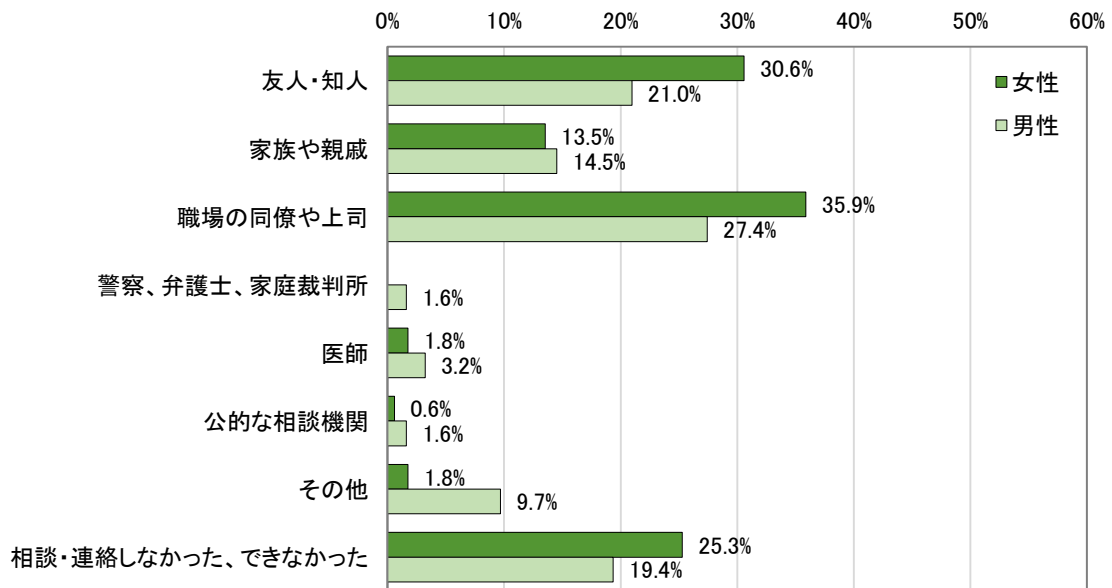
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力の被害者が加害者から逃れ、安心して生活を送れるよう、暴力を許さない意識を社会に広く定着させるとともに、相談体制の整備・充実をはじめ、様々な方策を活用した自立支援が必要です。

ハラスメント*の被害状況について



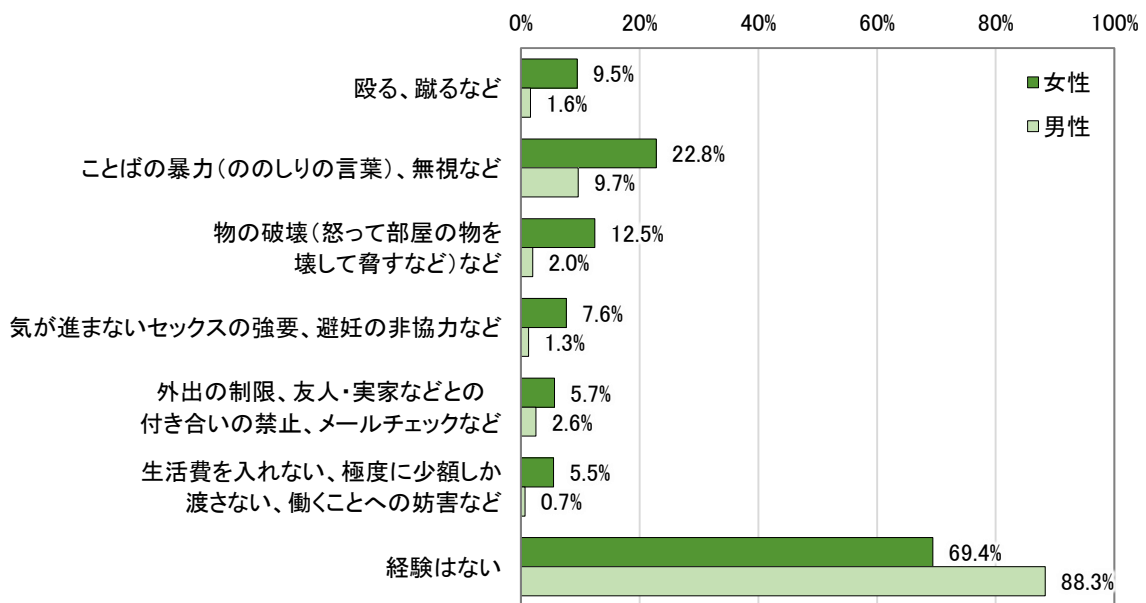
資料：令和3年度市民意識調査

セクシュアル・ハラスメント*の相談先について



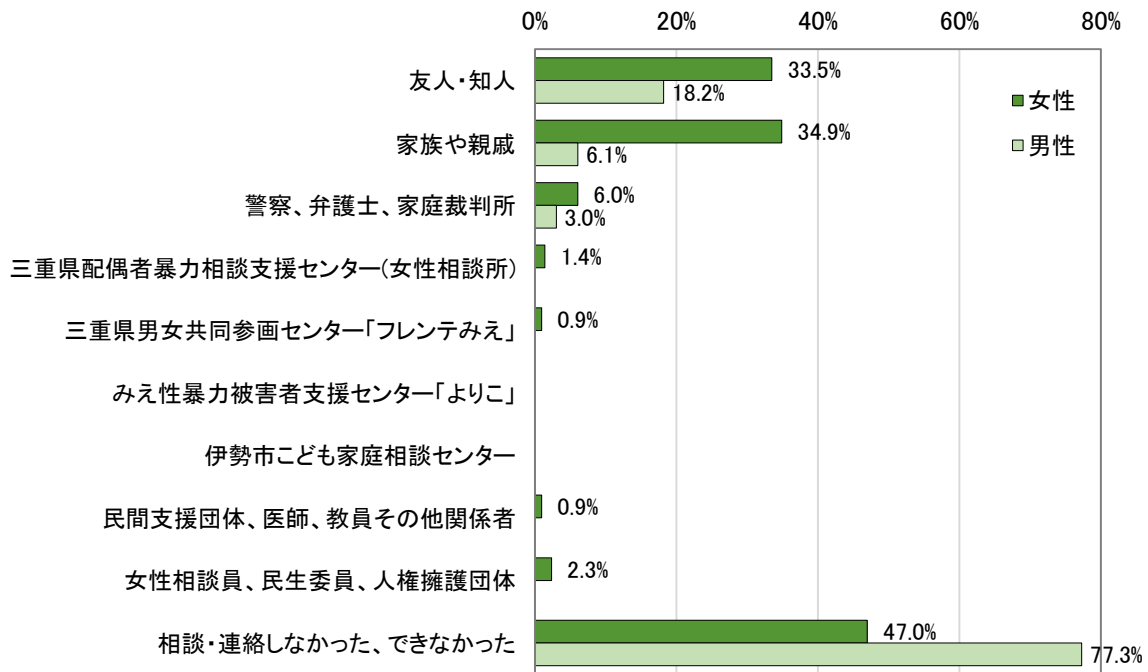
資料：令和3年度市民意識調査

配偶者や恋人からの暴力の被害状況について



資料：令和3年度市民意識調査

配偶者や恋人から暴力を受けた際の相談先について



資料：令和3年度市民意識調査

参考 女性相談件数

	H29年度		H30年度		H31年度		R2年度		R3年度	
	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
夫等の暴力(DV)	33	295	34	244	50	309	64	415	64	316
離婚問題	49	107	39	87	33	52	25	39	15	25
夫等の問題(酒乱・その他)	3	5	6	8	10	32	4	10	5	8
子どもの問題(暴力・その他)	6	28	4	20	6	12	2	9	4	4
親族の問題(親族の暴力・その他)	10	29	5	21	11	33	11	53	23	79
その他の人間関係	7	19	15	34	11	22	7	8	9	30
経済関係(借金・生活困窮等)	1	2	1	7	2	4	2	4	3	11
医療関係	0	0	1	2	3	3	2	4	2	48
その他	0	0	0	0	2	8	1	5	1	2
合計	109	485	105	423	128	475	118	547	126	523
一時保護件数	1		1		4		3		3	

資料：伊勢市こども家庭相談センター

(2) 施策と具体的取組

①暴力を許さない社会の意識づくり

暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくために、あらゆる機会を通じた広報・啓発活動を強化します。

番号	具体的取組	内容
1	暴力に対する正しい知識、認識の啓発	ドメスティック・バイオレンス*、各種ハラスメント*や性暴力、ストーカー行為*、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組みます。

②被害者支援の充実

被害者が安心して自立した生活を送ることができるよう、通報・相談・支援機能を充実させます。

番号	具体的取組	内容
2	発生防止と早期発見	あらゆる暴力の発生防止の注意喚起を図るとともに、被害の早期発見に努めます。また、相談・支援体制等に関する情報提供を図ります。
3	相談体制の整備・充実	女性相談員を中心に相談体制の充実を図ります。また、警察、学校、配偶者暴力相談支援センター*等、関係機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。
4	被害者の自立支援	暴力の被害者が加害者から逃れ、身体的、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策を活用した自立支援を行います。

(3) 成果目標

目標項目	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
事業所意識調査におけるセクハラ防止対策をしている事業所の割合	74.6%	85.0%
市民意識調査におけるDV*被害者のうち相談した人の割合	48.1%	80.0%

第5章 計画の推進



私たちが目指す男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育者、市民活動団体等が協働し、家庭・地域・職場・学校等、社会のあらゆる場で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

庁内の推進体制

本計画は、人権、教育、子育て、就労支援、健康福祉等、施策内容が多岐にわたっています。市の政策・方針の決定や実施にあたっては、関係部署の連携により、市のあらゆる分野において男女共同参画の視点を反映し、取り組んでいきます。

○伊勢市男女共同参画推進委員会

計画の評価と進行管理体制の整備

計画の進行管理及び評価については、庁内各部署及び推進委員会によるほか、男女共同参画審議会に意見を聞き、取組に反映していきます。また、施策の実施状況について、年次報告を作成し公表します。

○伊勢市男女共同参画審議会

関係機関、市民、NPO等との協力体制

計画推進にあたっては、国や県との連携を図り、また、市民、事業者、教育者、市民活動団体等の主体的な活動を尊重しつつ協働に努めます。